

令和 6 年 12 月 19 日

令和 6 年度栃木県議会  
第 404 回通常会議追加議案(1)

令和6年度栃木県議会 第404回通常会議追加議案（1）目次

追第1号議案	令和6年度栃木県一般会計補正予算（第6号）	3
追第2号議案	令和6年度栃木県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	17
追第3号議案	令和6年度栃木県営林事業特別会計補正予算（第1号）	20
追第4号議案	令和6年度栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）	23
追第5号議案	令和6年度栃木県流域下水道事業会計補正予算（第2号）	26
追第6号議案	令和6年度栃木県電気事業会計補正予算（第2号）	28
追第7号議案	令和6年度栃木県水道事業会計補正予算（第2号）	30
追第8号議案	令和6年度栃木県工業用水道事業会計補正予算（第2号）	31
追第9号議案	令和6年度栃木県用地造成事業会計補正予算（第1号）	32
追第10号議案	令和6年度栃木県施設管理事業会計補正予算（第1号）	34
追第11号議案	知事等の給与の特例に関する条例の制定について	36
追第12号議案	職員の給与に関する条例等の一部改正について	38
追第13号議案	栃木県公立学校職員給与条例の一部改正について	146
追第14号議案	栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正について	181

## 追第1号議案

### 令和6年度栃木県一般会計補正予算（第6号）

令和6年度栃木県の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

**第1条** 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48,030,280千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ993,525,570千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

**第2条** 繰越明許費の追加、変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

**第3条** 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

**第4条** 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和6年12月19日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		148,100,000	3,785,859	151,885,859
	1 地方交付税	148,100,000	3,785,859	151,885,859
7 分担金及び負担金		3,557,492	1,417,993	4,975,485
	1 負担金	3,557,492	1,417,993	4,975,485
9 国庫支出金		98,424,944	23,689,965	122,114,909
	1 国庫負担金	46,228,875	793,240	47,022,115
	2 国庫補助金	49,819,121	22,888,654	72,707,775
	3 委託金	2,376,948	8,071	2,385,019
12 繰入金		39,642,773	16,982	39,659,755
	2 基金繰入金	39,381,678	16,982	39,398,660
13 繰越金		1,995,241	1,795,481	3,790,722
	1 繰越金	1,995,241	1,795,481	3,790,722
15 県債		67,451,000	17,324,000	84,775,000

	1 県	債	67,451,000	17,324,000	84,775,000	
歳	入	合	計	<b>945,495,290</b>	<b>48,030,280</b>	<b>993,525,570</b>

歳 出		(単位千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,468,111	13,428	1,481,539
	1 議 会 費	1,468,111	13,428	1,481,539
2 総 務 費		42,502,962	722,044	43,225,006
	1 総 務 管 理 費	21,013,833	161,581	21,175,414
	2 企 画 費	5,279,741	466,962	5,746,703
	3 徴 税 費	9,405,689	59,810	9,465,499
	4 市 町 村 振 興 費	2,246,497	8,604	2,255,101
	5 選 挙 費	2,056,138	659	2,056,797
	6 防 災 費	1,675,553	10,787	1,686,340
	7 統 計 調 査 費	495,631	6,429	502,060
	8 人 事 委 員 会 費	151,729	3,135	154,864
	9 監 査 委 員 費	178,151	4,077	182,228
3 民 生 費		113,940,580	1,105,493	115,046,073
	1 社 会 福 祉 費	66,142,230	715,731	66,857,961

	2 児 童 福 祉 費	41,658,312	331,680	41,989,992
	3 生 活 保 護 費	3,422,877	6,189	3,429,066
	5 県 民 生 活 費	2,698,378	51,893	2,750,271
4 衛 生 費		75,291,020	181,168	75,472,188
	1 公 衆 衛 生 費	36,280,984	45,900	36,326,884
	2 環 境 衛 生 費	3,182,785	25,604	3,208,389
	3 保 健 所 費	2,163,529	58,861	2,222,390
	4 医 薬 費	26,281,440	25,891	26,307,331
	6 環 境 対 策 費	3,171,617	24,912	3,196,529
5 勞 働 費		2,082,523	35,071	2,117,594
	1 勞 政 費	456,952	4,840	461,792
	2 職 業 訓 練 費	1,417,022	26,621	1,443,643
	3 失 業 対 策 費	103,357	1,653	105,010
	4 勞 働 委 員 会 費	105,192	1,957	107,149
6 農 林 水 産 業 費		39,485,284	8,401,805	47,887,089
	1 農 業 費	11,663,856	1,213,696	12,877,552

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 畜産業費	5,211,240	558,303	5,769,543
	3 農地費	10,960,168	5,025,215	15,985,383
	4 林業費	10,659,838	1,589,958	12,249,796
	5 水産業費	930,636	13,437	944,073
	6 自然保護費	59,546	1,196	60,742
7 商工費		156,853,192	648,471	157,501,663
	1 商工費	155,444,867	509,126	155,953,993
	2 観光費	1,408,325	139,345	1,547,670
8 土木費		82,998,105	31,780,465	114,778,570
	1 土木管理費	4,441,727	199,939	4,641,666
	2 道路橋りょう費	44,685,227	18,985,255	63,670,482
	3 河川費	23,015,886	9,924,614	32,940,500
	4 都市計画費	8,250,311	2,664,875	10,915,186
	5 住宅費	2,604,954	5,782	2,610,736
9 警察費		46,466,883	932,703	47,399,586



	1 警 察 管 理 費	45,046,758	932,703	45,979,461
10 教 育 費		179,109,991	3,957,328	183,067,319
	1 教 育 総 務 費	24,828,934	174,649	25,003,583
	2 小 学 校 費	59,805,160	1,620,185	61,425,345
	3 中 学 校 費	35,452,633	929,810	36,382,443
	4 高 等 学 校 費	36,708,860	841,117	37,549,977
	5 特 別 支 援 学 校 費	15,296,883	371,873	15,668,756
	6 社 会 教 育 費	2,269,842	1,852	2,271,694
	7 保 健 体 育 費	4,747,679	17,842	4,765,521
11 災 害 復 旧 費		2,577,742	252,304	2,830,046
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,340,000	252,304	2,592,304
歳 出	合 計	<b>945,495,290</b>	<b>48,030,280</b>	<b>993,525,570</b>

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位千円)

款	項	事業名	金額	
6 農林水産業費	3 農地費	農村集落基盤再編・整備事業費	31,775	
		農地整備事業費	2,579,000	
		農村地域防災減災事業費	509,000	
		水利施設整備事業費	1,795,100	
	4 林業費	林業・木材産業構造改革事業費	872,002	
		造林事業費	311,240	
		とちぎの元気な森づくり県民税事業費	35,604	
		少花粉スギコンテナ苗生産力強化事業費	270	
		森林整備林道事業費	3,025	
		治山事業費	320,200	
	7 商工費	1 商工費	保安事業費	402,000
			中小企業経営力向上支援事業費	48,000
2 観光費		自然環境整備交付金事業費	128,000	

款	項	事業名	金額
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	快適な道路環境づくり事業費(補助)	288,000
	3 河川費	市町村川づくり助成費(補助)	48,000
	4 都市計画費	魅力ある公園づくり事業費(補助)	170,000

## 2 変 更

(単位千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	道路保全事業費 ( 補 助 )	321,488	道路保全事業費 ( 補 助 )	8,741,488
		快適で安全な道づくり 事業費 ( 補 助 )	4,647,000	快適で安全な道づくり 事業費 ( 補 助 )	14,647,000
	3 河 川 費	安全な川づくり 事業費 ( 補 助 )	6,135,000	安全な川づくり 事業費 ( 補 助 )	13,227,000
		ダム施設保全事業費 ( 補 助 )	25,000	ダム施設保全事業費 ( 補 助 )	286,110
		砂防施設づくり 事業費 ( 補 助 )	186,000	砂防施設づくり 事業費 ( 補 助 )	2,050,500
	4 都 市 計 画 費	土地区画整理事業 助成費 ( 補 助 )	181,814	土地区画整理事業 助成費 ( 補 助 )	221,814
		街路づくり事業費 ( 補 助 )	1,735,000	街路づくり事業費 ( 補 助 )	4,174,000

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
治 山 事 業	令和7年度	448,000
森 林 整 備 林 道 事 業	令和7年度	96,150

第4表 地方債補正

変更

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
社会福祉施設整備費	825,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	987,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
土地改良事業費	1,718,000	同 上	同 上	同 上	3,135,000	同 上	同 上	同 上
治山事業費	930,000	同 上	同 上	同 上	1,086,000	同 上	同 上	同 上
自然公園等施設整備費	206,000	同 上	同 上	同 上	270,000	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後					
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法		
国庫補助道路事業費	11,356,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	20,065,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。		
国庫補助河川改良費	5,248,000	同	上	同	上	8,973,000	同	上	同	上
国庫補助砂防費	1,017,000	同	上	同	上	2,004,000	同	上	同	上
国庫補助街路事業費	1,756,000	同	上	同	上	2,695,000	同	上	同	上
公園緑地整備費	160,000	同	上	同	上	245,000	同	上	同	上
直轄道路事業負担金	2,018,000	同	上	同	上	2,222,000	同	上	同	上
直轄河川事業負担金	1,887,000	同	上	同	上	2,115,000	同	上	同	上

起債の目的	補 正 前				補 正 後					
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
直轄砂防事業負担金	1,064,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	1,460,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。		
直轄災害復旧事業負担金	100,000	同	上	同	上	352,000	同	上	同	上



## 追第2号議案

### 令和6年度栃木県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度栃木県国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

**第1条** 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,220千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169,666,150千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月19日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		48,791,377	1	48,791,378
	1 負担金	48,791,377	1	48,791,378
4 繰入金		13,547,921	2,219	13,550,140
	1 一般会計繰入金	11,047,921	2,219	11,050,140
歳入合計		<b>169,663,930</b>	<b>2,220</b>	<b>169,666,150</b>

歳 出		(単位千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険事業費		169,663,930	2,220	169,666,150
	1 国民健康保険事業費	169,663,930	2,220	169,666,150
歳 出 合 計		<b>169,663,930</b>	<b>2,220</b>	<b>169,666,150</b>

## 追第3号議案

### 令和6年度栃木県営林事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度栃木県営林事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

**第1条** 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,470千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ349,490千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月19日 提出

栃 木 県 知 事                      福      田      富      一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		194,392	1,470	195,862
	1 一般会計繰入金	194,392	1,470	195,862
歳入合計		<b>348,020</b>	<b>1,470</b>	<b>349,490</b>

歳 出 (単位千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 県 営 林 事 業 費		177,669	1,470	179,139
	1 県 営 林 事 業 費	177,669	1,470	179,139
<b>歳 出 合 計</b>		<b>348,020</b>	<b>1,470</b>	<b>349,490</b>

## 追第4号議案

### 令和6年度栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

**第1条** 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,490千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月19日 提出

栃 木 県 知 事                      福      田      富      一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		24,899	350	25,249
	1 繰越金	24,899	350	25,249
歳入合計		<b>37,140</b>	<b>350</b>	<b>37,490</b>



歳 出		(単位千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 中小企業高度化等資金貸付事業費		19,060	350	19,410
	1 中小企業高度化等資金貸付事業費	19,060	350	19,410
歳 出 合 計		<b>37,140</b>	<b>350</b>	<b>37,490</b>

## 追第5号議案

### 令和6年度栃木県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

**第1条** 令和6年度栃木県流域下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

**第2条** 令和6年度栃木県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第1款 流域下水道事業費用	9,445,000千円	3,420千円	9,448,420千円
第1項 営業費用	9,241,330千円	3,420千円	9,244,750千円

（資本的収入及び支出の補正）

**第3条** 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書中「不足する額914,000千円」を「不足する額917,660千円」に、「過年度分損益勘定留保資金223,343千円及び当年度分損益勘定留保資金647,859千円」を「過年度分損益勘定留保資金627,350千円及び当年度分損益勘定留保資金247,512千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		

第1款 資本的支出	4,089,000千円	3,660千円	4,092,660千円
第1項 建設改良費	3,176,321千円	3,660千円	3,179,981千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	188,379千円	7,080千円	195,459千円

令和6年12月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

## 追第6号議案

### 令和6年度栃木県電気事業会計補正予算（第2号）

（総則）

**第1条** 令和6年度栃木県電気事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

**第2条** 令和6年度栃木県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
2 主要な建設改良事業			
深山発電所建設事業 事業費	768,792千円	2,407千円	771,199千円

（収益的収入及び支出の補正）

**第3条** 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
<b>第1款 電 気 事 業 費 用</b>	<b>3,252,380千円</b>	<b>14,720千円</b>	<b>3,267,100千円</b>
第1項 営 業 費 用	3,037,899千円	14,984千円	3,052,883千円
第2項 財 務 費 用	36,670千円	4千円	36,674千円

第3項 事業外費用 175,811千円 △ 268千円 175,543千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書中「不足する額1,568,740千円」を「不足する額1,571,150千円」に、

「過年度分損益勘定留保資金1,330,562千円」を「過年度分損益勘定留保資金1,332,972千円」に改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	1,734,740千円	2,410千円	1,737,150千円
第1項 建設改良費	1,539,144千円	2,407千円	1,541,551千円
第2項 企業債償還金	123,583千円	3千円	123,586千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	395,084千円	14,447千円	409,531千円

令和6年12月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

追第7号議案

令和6年度栃木県水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度栃木県水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度栃木県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 水道用水供給事業費用	1,955,620千円	7,930千円	1,963,550千円
第1項 営業費用	1,920,327千円	8,050千円	1,928,377千円
第2項 営業外費用	33,293千円	△ 120千円	33,173千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	210,503千円	6,609千円	217,112千円

令和6年12月19日提出

栃木県知事 福田 富 一

## 追第8号議案

### 令和6年度栃木県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

**第1条** 令和6年度栃木県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

**第2条** 令和6年度栃木県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
<b>第1款 工業用水道事業費用</b>	1,028,480千円	1,900千円	1,030,380千円
第1項 営業費用	869,246千円	1,924千円	871,170千円
第2項 営業外費用	7,234千円	△ 24千円	7,210千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

**第3条** 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	49,186千円	1,565千円	50,751千円

令和6年12月19日 提出

栃木県知事 福田 富 一

## 追第9号議案

### 令和6年度栃木県用地造成事業会計補正予算（第1号）

（総則）

**第1条** 令和6年度栃木県用地造成事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

**第2条** 令和6年度栃木県用地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
<b>第1款 用地造成事業費用</b>	137,000千円	2,530千円	139,530千円
第1項 営業費用	120,361千円	2,583千円	122,944千円
第2項 営業外費用	6,638千円	△ 53千円	6,585千円

（資本的収入及び支出の補正）

**第3条** 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書中「不足する額30,000千円」を「不足する額31,980千円」に、

「過年度分損益勘定留保資金30,000千円」を「過年度分損益勘定留保資金31,980千円」に改める。



(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	2,543,000千円	1,980千円	2,544,980千円
第1項 建設改良費	2,537,991千円	1,980千円	2,539,971千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	121,838千円	3,835千円	125,673千円

令和6年12月19日 提出

栃木県知事 福田 富 一

## 追第10議案

### 令和6年度栃木県施設管理事業会計補正予算（第1号）

（総則）

**第1条** 令和6年度栃木県施設管理事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

**第2条** 令和6年度栃木県施設管理事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
<b>第1款 経営総合管理事業収益</b>	235,000千円	5,520千円	240,520千円
第1項 営業外収益	235,000千円	5,520千円	240,520千円
	支	出	
<b>第1款 経営総合管理事業費用</b>	235,000千円	5,520千円	240,520千円
第1項 営業費用	218,608千円	5,024千円	223,632千円
第2項 営業外費用	16,392千円	496千円	16,888千円
<b>第3款 賃貸ビル事業費用</b>	161,000千円	290千円	161,290千円
第1項 営業費用	151,664千円	283千円	151,947千円

第2項 営業外費用	9,336千円	7千円	9,343千円
-----------	---------	-----	---------

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

**第3条** 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	162,958千円	5,252千円	168,210千円

令和6年12月19日提出

栃木県知事 福田 富一

## 追第11号議案

### 知事等の給与の特例に関する条例の制定について

知事等の給与の特例に関する条例を次のように定める。

令和6年12月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県条例第 号

##### 知事等の給与の特例に関する条例

(知事及び副知事の給与の特例)

**第1条** 知事及び副知事の給料月額、令和7年1月1日から令和10年12月8日までの間(以下「特例期間」という。)において、知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和29年栃木県条例第2号)第2条の規定にかかわらず、知事にあつては同条第1号に定める給料月額からその100分の10に相当する額を減じた額、副知事にあつては同条第2号に定める給料月額からその100分の7に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条第1号及び第2号に定める額とする。

(教育長の給与の特例)

**第2条** 教育長の給料月額は、特例期間において、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例(昭和28年栃木県条例第27号)第2条の規定にかかわらず、同条に定める給料月額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。

(常勤の監査委員の給与の特例)

**第3条** 常勤の監査委員の給料の月額、特例期間において、栃木県監査委員等の給与及び旅費等に関する条例(昭和31年栃木県条例第26号)第4条第1号の規定にかかわらず、同号に定める給料の月額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同号に定める額とする。

#### 附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年1月1日から施行する。  
(知事等の給与の特例に関する条例の廃止)
- 知事等の給与の特例に関する条例(令和3年栃木県条例第38号。次項において「旧条例」という。)は、廃止する。  
(知事等の令和7年1月の給料月額の特例)
- 特例期間の初日の前日から引き続き知事及び副知事、教育長並びに常勤の監査委員である者に係る令和7年1月の給料月額は、退職手当の額の算出の基礎となる場合を除き、それぞれ、第1条から第3条までの規定により算定される額から、第1号に掲げるそれぞれの額から第2号に掲げるそれぞれの額を減じた額に相当する額を減じた額とする。
  - 知事及び副知事、教育長並びに常勤の監査委員について、それぞれ、旧条例の規定を適用した場合に算定される令和6年12月に支給されるべき給料月額に相当する額

(2) 知事及び副知事、教育長並びに常勤の監査委員について、それぞれ、第1条から第3条までの規定を適用した場合に算定される令和7年1月に支給されるべき給料月額（旧条例第1条に規定する特例期間の末日の翌日から令和6年12月31日までの間に新たにこれらの職に就いた者にあつては、当該額にこれらの職に就いた日から同月31日までの日（日曜日を除く。）の数を26で除して得た数を乗じて得た額）に相当する額

追第12号議案

職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和27年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給調整手当)</p> <p><b>第9条の3</b> 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医師又は歯科医師の資格を有する者をもって充てる職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>416,600円</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p><b>第20条</b> 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第20条の4第2項において「特</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p><b>第9条の3</b> 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医師又は歯科医師の資格を有する者をもって充てる職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>415,600円</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p><b>第20条</b> 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第20条の4第2項において「特</p>

定幹部職員」という。)にあっては、100分の107.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

#### 第20条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5(特定幹部職員にあっては、100分の127.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25(特定幹部職員にあっては、100分の61.25)を乗じて得た額の総額

3～5 略

(寒冷地手当)

#### 第21条 略

2 支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 世帯主である職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 扶養親族のある職員(人事委員会規則で定めるものを除く。)

定幹部職員」という。)にあっては、100分の102.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

#### 第20条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5(特定幹部職員にあっては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75(特定幹部職員にあっては、100分の58.75)を乗じて得た額の総額

3～5 略

(寒冷地手当)

#### 第21条 略

2 支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 世帯主である職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 扶養親族のある職員(人事委員会規則で定めるものを除く。)

19,800円	17,800円
イ ア以外の職員 11,400円	イ ア以外の職員 10,200円
(2) その他の職員 8,200円	(2) その他の職員 7,360円
3・4 略	3・4 略

別表第1から別表第4までを次のように改める。

**別表第1**（第5条関係）

行 政 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年		円	円	円	円	円	円	円	円	円
前 再	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500
任 用	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600
短 時	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600
間 勤	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600
務 職	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600
員 以	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600
外 の	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600
職 員	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200



17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	

44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		

70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400			
95		299,700	347,800			
96		300,100	348,200			

97	300,300	348,400
98	300,600	348,800
99	301,000	349,200
100	301,400	349,500
101	301,600	349,800
102	301,900	350,200
103	302,200	350,600
104	302,500	351,000
105	302,700	351,500
106	303,000	351,900
107	303,300	352,300
108	303,600	352,700
109	303,800	353,200
110	304,200	353,600
111	304,600	353,900
112	304,900	354,200
113	305,100	354,700
114	305,300	
115	305,600	
116	306,000	
117	306,200	
118	306,400	
119	306,700	
120	307,000	
121	307,400	
122	307,600	

	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200	円 448,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第5条関係）

公 安 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	290,400	320,000	342,400	364,800	393,500	430,500
	2	214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	366,500	395,300	432,300
	3	216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	368,200	397,000	434,200
	4	218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	369,900	398,700	436,100
	5	221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	371,600	400,300	437,500
	6	223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	373,200	401,800	439,100
	7	226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	374,800	403,300	440,700
	8	228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	376,400	404,800	442,100
	9	230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	377,900	406,200	443,500
	10	232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	379,500	407,800	445,200
11	234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	381,100	409,400	446,800	

12	236, 600	253, 800	273, 100	301, 000	336, 400	358, 300	382, 600	410, 900	448, 200
13	238, 600	255, 200	274, 400	301, 700	337, 900	359, 900	384, 100	412, 400	449, 100
14	240, 600	257, 000	275, 600	302, 400	339, 300	361, 600	385, 800	414, 500	450, 700
15	242, 600	258, 400	276, 700	303, 100	340, 600	363, 200	387, 500	416, 500	452, 500
16	244, 200	259, 900	278, 200	303, 700	341, 900	364, 800	389, 200	418, 600	454, 300
17	245, 800	261, 400	279, 500	304, 400	343, 200	366, 400	390, 700	420, 300	455, 800
18	247, 300	262, 600	280, 800	305, 200	344, 800	368, 000	392, 300	421, 900	457, 600
19	248, 800	263, 800	282, 100	305, 900	346, 400	369, 600	393, 900	423, 500	459, 400
20	250, 300	264, 900	283, 300	306, 700	348, 000	371, 200	395, 500	425, 000	461, 100
21	251, 800	266, 200	284, 500	307, 400	349, 500	372, 800	397, 100	426, 500	462, 700
22	253, 400	267, 400	285, 100	308, 200	351, 100	374, 400	398, 700	428, 100	464, 400
23	254, 900	268, 700	285, 700	309, 200	352, 700	376, 000	400, 300	429, 500	466, 000
24	256, 400	270, 000	286, 300	310, 100	354, 200	377, 600	401, 900	430, 900	467, 800
25	257, 900	271, 400	286, 800	311, 000	355, 700	379, 200	403, 400	432, 000	469, 300
26	259, 100	272, 800	287, 400	312, 300	357, 300	380, 800	405, 400	433, 400	470, 700
27	260, 300	274, 100	288, 000	313, 600	358, 900	382, 400	407, 400	434, 900	472, 200
28	261, 500	275, 400	288, 500	314, 900	360, 400	384, 000	409, 400	436, 400	473, 500
29	262, 700	276, 400	289, 000	316, 200	361, 900	385, 600	410, 900	437, 700	474, 700
30	264, 000	277, 700	289, 600	317, 700	363, 500	387, 200	412, 600	439, 400	475, 400
31	265, 300	279, 000	290, 100	319, 000	365, 100	388, 900	414, 200	441, 000	476, 100
32	266, 600	280, 200	290, 600	320, 100	366, 700	390, 600	415, 900	442, 600	476, 700
33	267, 900	281, 400	291, 100	321, 100	368, 100	392, 300	417, 500	444, 000	477, 200
34	269, 400	282, 000	291, 700	322, 300	369, 800	394, 300	419, 000	445, 700	477, 900
35	270, 700	282, 600	292, 200	323, 500	371, 500	396, 200	420, 500	447, 400	478, 500
36	272, 100	283, 200	292, 700	324, 600	373, 100	398, 100	421, 900	449, 000	479, 100
37	273, 100	283, 700	293, 200	325, 700	374, 700	399, 800	423, 100	450, 400	479, 400

38	274,400	284,300	293,800	326,900	376,300	401,200	424,600	451,100	480,000
39	275,700	284,900	294,400	328,100	377,900	402,400	426,100	451,800	480,500
40	276,900	285,500	295,000	329,200	379,600	403,700	427,500	452,500	481,000
41	278,100	286,000	295,700	330,300	381,300	404,700	429,000	452,900	481,500
42	278,700	286,600	296,400	331,500	383,300	405,800	430,300	453,400	481,900
43	279,300	287,200	297,100	332,700	385,300	406,800	431,500	454,000	482,300
44	279,900	287,700	297,800	333,900	387,300	407,800	432,700	454,600	482,700
45	280,300	288,200	298,400	335,100	389,000	408,900	433,700	455,200	483,000
46	280,900	288,700	299,300	336,300	390,700	410,100	434,400	455,900	
47	281,400	289,200	300,100	337,500	392,200	411,200	435,200	456,400	
48	281,900	289,700	300,900	338,700	393,700	412,300	435,900	456,900	
49	282,400	290,300	301,700	339,900	394,900	413,500	436,400	457,400	
50	283,000	290,800	302,800	341,200	395,900	414,300	436,800	457,700	
51	283,500	291,400	303,900	342,400	396,900	415,100	437,200	458,000	
52	284,000	292,000	304,900	343,600	397,900	415,700	437,500	458,400	
53	284,500	292,600	305,900	344,800	399,000	416,200	437,800	458,800	
54	285,100	293,300	307,000	346,200	400,100	416,900	438,100	459,000	
55	285,600	294,000	308,000	347,500	401,200	417,600	438,400	459,300	
56	286,100	294,700	309,100	348,800	402,300	418,200	438,700	459,500	
57	286,600	295,300	310,100	349,700	403,600	418,900	438,900	459,900	
58	287,100	296,200	311,200	351,000	404,400	419,300	439,200	460,100	
59	287,600	297,000	312,300	352,200	405,200	419,900	439,500	460,300	
60	288,100	297,800	313,400	353,400	405,800	420,500	439,800	460,500	
61	288,600	298,600	314,400	354,600	406,300	420,900	440,100	460,900	
62	289,100	299,500	315,500	356,000	407,000	421,300	440,400		
63	289,600	300,400	316,600	357,400	407,700	421,800	440,700		
64	290,100	301,300	317,700	358,800	408,400	422,300	441,000		

65	290,600	302,100	318,700	360,100	408,700	422,800	441,200
66	291,100	303,000	319,800	361,600	409,400	423,400	441,500
67	291,600	303,800	320,900	363,100	410,100	423,800	441,800
68	292,100	304,600	322,000	364,500	410,600	424,200	442,100
69	292,600	305,500	323,000	365,700	411,000	424,600	442,300
70	293,100	306,400	324,200	367,100	411,400	424,900	442,600
71	293,600	307,300	325,400	368,400	411,900	425,200	442,900
72	294,100	308,200	326,600	369,800	412,400	425,500	443,100
73	294,600	309,000	327,300	370,900	412,900	425,800	443,300
74	295,200	309,900	328,600	372,100	413,300	426,100	443,600
75	295,800	310,800	329,900	373,300	413,800	426,400	443,900
76	296,300	311,600	331,200	374,500	414,300	426,600	444,200
77	296,800	312,300	332,500	375,800	414,800	426,800	444,400
78	297,400	313,200	333,900	377,000	415,300	427,100	444,700
79	298,000	314,100	335,300	378,200	415,900	427,400	445,000
80	298,600	315,100	336,700	379,300	416,400	427,600	445,300
81	299,200	316,000	338,000	380,400	416,800	427,800	445,500
82	299,900	317,100	339,600	381,600	417,400	428,100	445,800
83	300,600	318,100	341,100	382,700	417,900	428,400	446,100
84	301,200	319,100	342,600	383,900	418,100	428,600	446,400
85	301,800	320,000	344,000	385,000	418,400	428,800	446,600
86	302,500	321,000	345,500	385,600	418,900	429,100	
87	303,200	322,000	347,000	386,100	419,200	429,400	
88	303,900	323,000	348,400	386,600	419,500	429,600	
89	304,600	324,000	349,700	387,200	419,800	429,800	
90	305,400	325,300	350,900	387,800	420,200	430,100	



91	306,200	326,500	352,100	388,400	420,600	430,400
92	306,900	327,700	353,400	389,000	421,000	430,600
93	307,400	328,900	354,700	389,300	421,300	430,800
94	308,300	330,200	356,200	389,800		
95	309,200	331,400	357,700	390,300		
96	310,000	332,600	359,100	390,800		
97	310,800	333,800	360,400	391,200		
98	311,800	335,100	361,600	391,600		
99	312,700	336,300	362,700	392,100		
100	313,600	337,500	363,900	392,600		
101	314,500	338,900	365,000	393,000		
102	315,500	339,800	366,100	393,500		
103	316,500	340,800	367,200	394,000		
104	317,400	341,900	368,300	394,500		
105	318,200	343,000	369,500	394,800		
106	318,800	344,100	370,000	395,200		
107	319,400	345,100	370,600	395,700		
108	320,000	346,100	371,200	396,000		
109	320,500	347,300	371,800	396,300		
110	321,000	348,300	372,300	396,800		
111	321,400	349,300	372,700	397,300		
112	321,900	350,200	373,200	397,800		
113	322,700	351,100	373,600	398,100		
114	323,400	352,000	374,000	398,600		
115	324,100	353,000	374,500	399,100		
116	324,700	354,000	375,000	399,600		

117	325,300	355,000	375,400	399,900
118	326,000	355,400	375,900	400,400
119	326,700	356,000	376,500	400,900
120	327,500	356,600	377,000	401,400
121	328,100	356,900	377,200	401,800
122	328,400	357,300	377,700	402,300
123	328,900	357,700	378,200	402,700
124	329,400	358,100	378,600	403,200
125	329,700	358,500	379,100	403,600
126		358,900	379,600	
127		359,300	380,100	
128		359,700	380,600	
129		360,100	380,900	
130		360,500	381,400	
131		360,900	381,900	
132		361,300	382,400	
133		361,500	382,700	
134		362,000	383,200	
135		362,400	383,600	
136		362,700	384,000	
137		363,000	384,300	
138		363,400	384,800	
139		363,900	385,300	
140		364,400	385,800	
141		364,700	386,100	
142		365,200		
143		365,700		

	144		366,200							
	145		366,500							
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 246,200	円 258,000	円 262,200	円 293,800	円 310,600	円 324,900	円 348,600	円 384,200	円 416,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3（第5条関係）

研 究 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	311,600	355,400	389,500
	2	185,000	238,200	313,500	356,800	391,900
	3	186,200	240,900	315,400	358,200	394,300
	4	187,300	243,600	317,300	359,500	396,600
	5	188,400	246,200	319,100	360,700	398,800
	6	190,500	247,800	320,900	361,900	400,900
	7	192,600	249,300	322,700	363,100	403,000
	8	194,700	250,800	324,400	364,200	405,000
	9	196,800	252,300	326,100	365,300	407,300
	10	198,800	254,400	328,100	366,700	409,600
	11	200,800	256,500	330,100	368,000	411,900
12	202,800	258,500	332,100	369,300	413,900	

13	204,800	260,500	333,900	370,600	415,600
14	206,700	262,800	335,900	372,000	418,000
15	208,600	265,100	337,800	373,400	420,500
16	210,400	267,300	339,700	374,700	422,900
17	212,100	269,500	341,500	376,000	424,800
18	213,900	271,900	343,100	377,400	426,900
19	215,700	274,300	344,700	378,800	429,000
20	217,500	276,700	346,300	380,200	431,200
21	219,300	279,000	347,900	381,600	433,100
22	221,100	281,100	348,900	383,000	435,200
23	222,800	283,200	349,900	384,400	437,300
24	224,500	285,200	350,900	385,800	439,200
25	226,200	287,200	352,000	387,200	440,900
26	228,300	289,100	353,300	388,700	442,700
27	230,200	291,000	354,500	390,100	444,600
28	232,100	292,900	355,700	391,500	446,500
29	234,000	294,800	356,900	392,900	448,300
30	235,100	296,300	358,000	394,400	450,100
31	236,200	297,800	359,100	395,900	451,900
32	237,300	299,300	360,200	397,400	453,600
33	238,700	300,800	361,300	398,900	455,400
34	240,200	302,300	362,300	400,500	456,900
35	241,700	303,800	363,300	402,100	458,300
36	243,200	305,200	364,300	403,800	459,800
37	244,700	306,600	365,200	405,000	461,200
38	246,300	307,500	366,100	406,400	462,500

39	247,900	308,400	366,900	407,800	463,800
40	249,500	309,300	367,700	409,100	465,000
41	251,100	310,100	368,400	410,400	466,000
42	252,600	310,600	369,200	411,700	466,700
43	254,100	311,100	370,000	413,200	467,400
44	255,600	311,600	370,800	414,700	468,100
45	257,100	312,100	371,600	415,900	468,800
46	258,400	312,600	372,400	417,100	469,500
47	259,600	313,100	373,200	418,700	470,100
48	260,800	313,600	374,000	420,200	470,700
49	262,000	314,000	374,800	421,500	471,200
50	263,100	314,500	376,100	422,900	471,800
51	264,200	315,000	377,400	424,300	472,400
52	265,300	315,500	378,600	425,700	473,000
53	266,400	315,900	379,300	427,100	473,500
54	267,500	316,400	380,300	428,500	474,000
55	268,500	316,800	381,100	429,900	474,400
56	269,500	317,200	381,800	431,300	474,700
57	270,500	317,600	382,500	432,400	475,000
58	271,200	318,000	383,200	433,700	
59	271,800	318,400	383,900	435,100	
60	272,400	318,800	384,600	436,400	
61	273,000	319,200	385,200	437,200	
62	273,600	319,800	385,900	438,000	
63	274,200	320,400	386,700	438,900	
64	274,800	321,000	387,500	439,800	

65	275,400	321,500	388,100	440,600
66	276,000	322,100	388,900	441,400
67	276,600	322,700	389,600	442,000
68	277,200	323,300	390,300	442,800
69	277,800	323,800	390,900	443,200
70	278,500	324,400	391,600	443,800
71	279,200	325,000	392,300	444,300
72	279,900	325,600	393,000	444,800
73	280,500	326,100	393,700	445,300
74	281,200	326,800	394,300	
75	281,900	327,500	394,900	
76	282,600	328,200	395,600	
77	283,200	328,900	396,300	
78	283,900	329,600	396,800	
79	284,600	330,300	397,400	
80	285,200	331,000	398,000	
81	285,800	331,700	398,500	
82	286,500	332,500	399,100	
83	287,200	333,200	399,700	
84	287,800	333,800	400,200	
85	288,400	334,300	400,700	
86	289,100	334,800	401,200	
87	289,800	335,200	401,700	
88	290,400	335,600	402,400	
89	291,000	335,900	402,800	
90	291,700	336,400		
91	292,400	336,800		

92	293,000	337,200
93	293,600	337,500
94	294,300	337,900
95	294,900	338,300
96	295,500	338,700
97	295,800	339,200
98	296,400	339,700
99	297,000	340,200
100	297,500	340,700
101	298,000	341,200
102	298,400	341,700
103	298,800	342,200
104	299,200	342,700
105	299,600	343,100
106	300,100	343,500
107	300,600	344,000
108	300,900	344,400
109	301,100	344,900
110	301,500	345,300
111	301,800	345,700
112	302,000	346,100
113	302,300	346,600
114	302,600	347,000
115	302,900	347,400
116	303,200	347,800
117	303,500	348,300

	118	303,800	348,700		
	119	304,000	349,100		
	120	304,300	349,500		
	121	304,600	349,900		
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 221,800	円 263,600	円 288,600	円 331,400

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

別表第4（第5条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職 員 区 分	職 務 級 の 給 号	1	2	3	4
		級 給 料 月 額	級 給 料 月 額	級 給 料 月 額	級 給 料 月 額
定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以 外 の 職 員		円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
10	317,600	392,700	442,700	500,500	



11	321, 000	395, 200	444, 500	502, 600
12	324, 400	397, 700	446, 300	504, 700
13	327, 800	400, 300	448, 100	506, 700
14	331, 300	403, 000	449, 900	508, 600
15	334, 700	405, 600	451, 700	510, 700
16	338, 100	408, 100	453, 500	512, 700
17	341, 500	410, 500	455, 100	514, 600
18	344, 600	412, 700	457, 100	516, 600
19	347, 700	414, 800	459, 000	518, 600
20	350, 800	416, 900	460, 900	520, 400
21	354, 000	419, 000	462, 300	522, 200
22	357, 100	420, 500	464, 100	524, 000
23	360, 200	422, 000	465, 900	525, 800
24	363, 200	423, 500	467, 700	527, 600
25	366, 200	424, 900	469, 500	529, 200
26	368, 500	426, 400	471, 300	531, 000
27	370, 800	427, 900	473, 100	532, 800
28	373, 000	429, 300	474, 900	534, 600
29	374, 900	430, 700	476, 700	536, 200
30	376, 600	432, 200	478, 500	538, 000
31	378, 300	433, 700	480, 300	539, 800
32	380, 100	435, 100	482, 100	541, 500
33	381, 900	436, 500	483, 900	543, 100
34	383, 700	438, 000	485, 800	544, 900
35	385, 300	439, 500	487, 700	546, 600
36	386, 700	440, 900	489, 600	548, 300

37	388, 100	442, 300	491, 500	549, 800
38	389, 600	443, 700	493, 200	551, 400
39	391, 100	445, 100	495, 000	552, 800
40	392, 600	446, 500	496, 800	554, 400
41	394, 100	447, 900	498, 400	555, 900
42	394, 800	449, 300	500, 200	557, 300
43	395, 400	450, 700	502, 000	558, 700
44	396, 100	452, 100	503, 600	560, 000
45	397, 000	453, 500	505, 000	561, 200
46	397, 600	454, 900	506, 700	562, 200
47	398, 200	456, 300	508, 500	563, 200
48	398, 800	457, 700	510, 200	564, 200
49	399, 400	459, 100	511, 700	565, 200
50	399, 900	460, 800	513, 000	566, 100
51	400, 400	462, 400	514, 300	567, 000
52	400, 900	464, 000	515, 600	567, 900
53	401, 400	465, 600	516, 600	568, 700
54	401, 800	466, 800	517, 900	569, 600
55	402, 200	468, 000	519, 200	570, 500
56	402, 600	469, 100	520, 500	571, 400
57	403, 000	470, 100	521, 500	572, 300
58	403, 400	471, 100	522, 300	573, 200
59	403, 800	472, 000	523, 100	574, 100
60	404, 200	472, 800	523, 900	574, 800
61	404, 600	473, 500	524, 800	575, 700
62	405, 000	474, 200	525, 600	576, 600
63	405, 400	474, 900	526, 400	577, 500

64	405,800	475,500	527,100	578,400
65	406,100	476,200	527,900	579,300
66		476,900	528,700	
67		477,500	529,400	
68		478,100	530,300	
69		478,400	531,200	
70		479,000	532,000	
71		479,700	532,900	
72		480,400	533,800	
73		480,800	534,600	
74		481,400	535,500	
75		482,100	536,400	
76		482,800	537,100	
77		483,200	537,900	
78		483,800	538,800	
79		484,400	539,700	
80		484,900	540,600	
81		485,400	541,400	
82		485,900	542,300	
83		486,400	543,200	
84		486,900	544,100	
85		487,300	544,900	
86		487,800	545,800	
87		488,200	546,700	
88		488,700	547,600	
89		489,200	548,400	

	90		489,800		
	91		490,400		
	92		490,800		
	93		491,300		
	94		491,900		
	95		492,500		
	96		493,000		
	97		493,500		
定年 前任 任用 短時 間勤 務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職 員 区 分	職 務 の 級 給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前任 任用 短時 間勤 務員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100	379,500
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800	381,800
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500	384,100
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100	386,400
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700	388,700
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400	391,300
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000	393,900
8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600	396,500	

9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200	398,600
10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900	400,800
11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600	403,000
12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200	405,200
13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700	407,200
14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400	409,200
15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000	411,200
16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600	413,200
17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200	415,000
18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800	416,900
19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400	418,800
20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000	420,600
21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600	422,400
22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600	424,000
23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600	425,600
24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600	427,100
25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000	428,600
26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700	429,900
27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400	431,200
28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100	432,500
29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800	433,800
30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300	435,000
31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800	436,200
32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300	437,300
33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600	438,500
34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900	439,600

35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200	440,800
36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300	442,000
37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400	443,100
38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500	443,900
39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600	444,300
40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700	445,000
41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500	445,500
42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300	445,900
43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100	446,300
44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900	446,700
45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300	447,100
46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900	447,500
47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400	447,900
48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800	448,200
49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200	448,500
50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400	448,900
51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700	449,200
52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000	449,500
53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300	449,800
54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600	
55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900	
56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	409,200	
57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400	
58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700	
59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000	
60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300	

61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500
62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800
63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100
64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400
65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600
66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200	
67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800	
68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400	
69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800	
70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300	
71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800	
72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300	
73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900	
74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400	
75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000	
76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600	
77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100	
78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600	
79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100	
80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600	
81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900	
82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400	
83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800	
84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200	
85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600	
86		294,100	330,400	351,200		
87		294,300	330,600	351,500		

88	294,500	330,900	351,800
89	294,900	331,300	352,200
90	295,100	331,700	352,500
91	295,300	332,000	352,800
92	295,500	332,300	353,100
93	295,900	332,600	353,500
94	296,100	332,800	353,800
95	296,300	333,200	354,100
96	296,600	333,500	354,400
97	296,900	333,700	354,700
98	297,100	334,000	355,100
99	297,300	334,300	355,500
100	297,600	334,600	355,900
101	297,900	334,800	356,400
102	298,100	335,100	356,800
103	298,300	335,400	357,200
104	298,600	335,600	357,600
105	298,900	335,800	358,100
106		336,000	
107		336,400	
108		336,600	
109		336,800	
110		337,200	
111		337,600	
112		338,000	
113		338,200	



定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
	円 193,000	円 219,600	円 248,100	円 261,700	円 287,300	円 328,400	円 371,000

備考 この表は、病院、診療所、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、レントゲン技術者、獣医師、病理細菌検査技術者その他の職員に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200	381,000
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900	383,600
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600	386,300
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300	388,900
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000	391,100
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700	393,300
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400	395,600
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000	397,900
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500	399,800
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200	401,900
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900	404,100
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600	406,300
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000	408,200
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700	410,200
15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400	412,300	

16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100	414,300
17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900	416,300
18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900	418,500
19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900	420,700
20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900	422,800
21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600	424,700
22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700	426,600
23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800	428,400
24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800	430,300
25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700	432,000
26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300	433,600
27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100	435,300
28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900	436,900
29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600	438,200
30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300	439,500
31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200	441,100
32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900	442,600
33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600	444,300
34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300	445,900
35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100	447,300
36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800	448,700
37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400	449,800
38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100	451,100
39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900	452,400
40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700	453,800
41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200	454,800

42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700	455,500
43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200	456,300
44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500	456,900
45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600	457,800
46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700	458,500
47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800	459,300
48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000	460,100
49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300	460,800
50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400	461,500
51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600	462,200
52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700	463,000
53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900	463,800
54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900	464,600
55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000	465,300
56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100	466,000
57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100	466,800
58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600	
59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200	
60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600	
61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200	
62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700	
63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100	
64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600	
65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100	
66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500	
67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800	
68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100	

69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500
70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300	
71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000	
72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600	
73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300	
74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800	
75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400	
76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900	
77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300	
78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900	
79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400	
80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700	
81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000	
82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500	
83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900	
84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200	
85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500	
86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000	
87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500	
88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900	
89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200	
90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600	
91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100	
92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500	
93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900	
94	290,200	320,400	353,500	371,500		

95	290,800	321,100	354,100	371,900
96	291,400	321,700	354,700	372,200
97	292,000	322,200	355,100	372,800
98	292,500	322,500	355,500	373,300
99	293,000	323,100	356,000	373,800
100	293,500	323,700	356,400	374,300
101	294,000	324,100	356,900	374,900
102	294,500	324,700	357,300	375,400
103	295,000	325,300	357,800	375,900
104	295,400	325,800	358,200	376,300
105	295,800	326,200	358,500	376,900
106	296,300	326,700	359,000	377,400
107	296,800	327,200	359,400	377,900
108	297,100	327,700	359,700	378,400
109	297,300	328,100	360,100	379,000
110	297,600	328,500	360,600	379,400
111	297,800	328,800	361,100	379,900
112	298,100	329,100	361,600	380,400
113	298,400	329,400	362,100	381,000
114	298,600	329,800	362,600	
115	298,900	330,100	363,100	
116	299,100	330,400	363,500	
117	299,400	330,600	363,900	
118	299,700	330,900	364,300	
119	300,000	331,200	364,800	
120	300,300	331,400	365,300	

121	300,600	331,600	365,700			
122	301,000	331,900	366,200			
123	301,300	332,200	366,700			
124	301,600	332,500	367,200			
125	301,800	332,700	367,500			
126	302,000	333,000				
127	302,300	333,400				
128	302,700	333,600				
129	302,900	333,800				
130	303,200	334,000				
131	303,600	334,400				
132	304,000	334,600				
133	304,200	334,900				
134	304,500	335,300				
135	304,800	335,700				
136	305,100	336,100				
137	305,300	336,400				
138	305,600	336,800				
139	305,900	337,200				
140	306,200	337,600				
141	306,400	337,900				
142	306,800	338,300				
143	307,200	338,600				
144	307,500	339,000				
145	307,700	339,300				
146	307,900	339,700				
147	308,200	340,100				

	148	308,600	340,500					
	149	308,800	340,800					
	150	309,000	341,200					
	151	309,300	341,600					
	152	309,600	342,000					
	153	310,000	342,300					
	154	310,200						
	155	310,400						
	156	310,700						
	157	311,000						
	158	311,300						
	159	311,600						
	160	311,900						
	161	312,300						
	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
定 年 前 再 任 用		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額

短 時 勤 務 員		円 239,700	円 260,200	円 267,500	円 277,900	円 294,300	円 331,900	円 376,600
-----------------------	--	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員に適用する。

**第2条** 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p><b>第6条</b> 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級)であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7 <u>次に掲げる</u></p> <p><u>職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p><u>(1) 人事委員会規則で定める日において55歳以上で人事委員会規則で定める年齢を超えている職員(次号に掲げる職員を除く。)</u></p> <p><u>(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員</u></p> <p>8～11 略</p> <p>(扶養手当)</p> <p><b>第10条</b> 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第2号から第5号まで</u>のいずれかに該当する扶養親族(第</p>	<p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p><b>第6条</b> 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上)であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7 <u>人事委員会規則で定める日において55歳以上で人事委員会規則で定める年齢を超えている職員</u>の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>8～11 略</p> <p>(扶養手当)</p> <p><b>第10条</b> 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以</u></p>



3項において「扶養親族たる父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員\_\_\_\_\_に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1)～(5) 略

3 扶養手当の月額を、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万3,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員\_\_\_\_\_にあっては、3,500円)\_\_\_\_\_とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間\_\_\_\_\_にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

## 第11条 削除

下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行9級職員等」という。)に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2)～(6) 略

3 扶養手当の月額を、扶養親族たる配偶者、父母等\_\_\_\_\_については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

**第11条** 新たに職員となった者に扶養親族(行9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合(行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者

がある場合を除く。)

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

2. 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行9級職員等以外の職員から行9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3. 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(地域手当)

### 第11条の2 略

2 地域手当の月額、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、栃木県の区域にあつては100分の4を、人事委員会規則で定める地域又は事務所にあつては次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1)・(2) 略
- (3) 3級地 100分の12
- (4) 4級地 100分の8
- (5) 5級地 100分の4

3 略

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行9級職員等が行9級職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員等が行8級職員等及び行9級職員等以外の職員となった場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行9級職員等以外のものがある行9級職員等となった場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員等及び行9級職員等以外のものがある行8級職員等となった場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

### 第11条の2 略

2 地域手当の月額、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、栃木県の区域にあつては100分の3.5を、人事委員会規則で定める地域又は事務所にあつては次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1)・(2) 略
- (3) 3級地 100分の15
- (4) 4級地 100分の12
- (5) 5級地 100分の10
- (6) 6級地 100分の6
- (7) 7級地 100分の3

3 略

**第11条の4** 栃木県の区域若しくは第11条の2第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは事務所（以下この項において「支給地域等」という。）に在勤する職員がその在勤する地域若しくは事務所を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する事務所が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは事務所に係る地域手当の支給割合（同条第2項に定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは事務所に係る地域手当の支給割合（同条第2項に定める割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは事務所が支給地域等に該当しないこととなる時は、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前条の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前2条の規定にかかわらず、当該異動等の日から3年以内で人事委員会規則で定める期間を経過するまでの間（以下この項において「異動保障期間」という。）

（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（第11条の2第3項の人事委員会規則で定める級地の変更により、異動等後の支給割合が当該異動等の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動等後の支給割合）以下となる時は、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。））、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が異動保障期間内に更に在勤する地域又は事務所を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。

(1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に第11条の2第

**第11条の4** 栃木県の区域若しくは第11条の2第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは事務所（以下この項において「支給地域等」という。）に在勤する職員がその在勤する地域若しくは事務所を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する事務所が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは事務所に係る地域手当の支給割合（同条第2項に定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは事務所に係る地域手当の支給割合（同条第2項に定める割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは事務所が支給地域等に該当しないこととなる時は、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前条の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前2条の規定にかかわらず、当該異動等の日から2年以内で人事委員会規則で定める期間を経過するまでの間（以下この項において「異動保障期間」という。）

（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（

異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下となる時は、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。））、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が異動保障期間内に更に在勤する地域又は事務所を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。

(1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された

3項の人事委員会規則で定める級地の変更により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号及び第3号において同じ。)

(2) 略

(3) 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前2号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

2 国家公務員、地方公務員若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者(以下「国家公務員等」という。)であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものがあつた者が、第11条の2第2項第1号の1級地に係る地域及び事務所以外の地域又は事務所に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(住居手当)

**第11条の5** 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(県有公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

2・3 略

(通勤手当)

**第12条** 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この条 \_\_\_\_\_ に

\_\_\_\_\_ 場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号 \_\_\_\_\_ において同じ。)

(2) 略

2 国家公務員、地方公務員又は \_\_\_\_\_ 沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者(以下「国家公務員等」という。)であつた者が、引き続き給料表の適用を受ける職員となり

\_\_\_\_\_、第11条の2第2項第1号の1級地に係る地域及び事務所以外の地域又は事務所に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(住居手当)

**第11条の5** 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_が居住するための住宅(県有公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

2・3 略

(通勤手当)

**第12条** 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項から第3項までに

において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第5項において「運賃等相当額」という。)

(2) 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額

\_\_\_\_、第1号に定める額又は前号に定める額

3 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の

において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の

直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）

\_\_\_\_\_を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 略

4 前項の規定は、新たに\_\_\_\_\_給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6～9 略

直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項\_\_\_\_\_において「新幹線鉄道等」という。）

\_\_\_\_\_でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等\_\_\_\_\_に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額

(2) 略

4 前項の規定は、国家公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5～8 略

(単身赴任手当)

**第12条の2 略**

2 略

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったこと

に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 略

(管理職員特別勤務手当)

**第18条の2** 第9条の2第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第9条の2第1項に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

(単身赴任手当)

**第12条の2 略**

2 略

3 国家公務員等であった者が、引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で

定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)

その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 略

(管理職員特別勤務手当)

**第18条の2** 第9条の2第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第9条の2第1項に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額

とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)



(2) 略

4 略

(期末手当)

#### 第20条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第20条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

#### 第20条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 略

(2) 略

4 略

(期末手当)

#### 第20条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第20条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

#### 第20条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～5 略

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

**第21条の3** 第6条第3項から第10項まで、第9条の3及び第10条の  
の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

**第21条の3** 第6条第3項から第10項まで、第9条の3から第11条まで、  
第11条の3から第11条の5まで、第13条の2、第13条の3及び第21条の  
の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

**別表第1** (第5条関係)

行政職給料表

職員 の 区 分	職務 の 級 給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			

17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300

44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	

70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			

97	300,300	349,800
98	300,600	350,200
99	301,000	350,600
100	301,400	351,000
101	301,600	351,500
102	301,900	351,900
103	302,200	352,300
104	302,500	352,700
105	302,700	353,200
106	303,000	353,600
107	303,300	353,900
108	303,600	354,200
109	303,800	354,700
110	304,200	
111	304,600	
112	304,900	
113	305,100	
114	305,300	
115	305,600	
116	306,000	
117	306,200	
118	306,400	
119	306,700	
120	307,000	
121	307,400	
122	307,600	

	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200	円 448,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第5条関係）

公 安 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	420,300	466,000
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	421,900	472,200
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	423,500	477,200
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	425,000	481,500
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	426,500	485,500
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	428,100	489,000
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	429,500	492,000
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	430,900	494,500
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	432,000	496,700
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	433,400	
11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	434,900		

12	236, 600	253, 800	273, 100	303, 700	348, 000	371, 200	401, 900	436, 400
13	238, 600	255, 200	274, 400	304, 400	349, 500	372, 800	403, 400	437, 700
14	240, 600	257, 000	275, 600	305, 200	351, 100	374, 400	405, 400	439, 400
15	242, 600	258, 400	276, 700	305, 900	352, 700	376, 000	407, 400	441, 000
16	244, 200	259, 900	278, 200	306, 700	354, 200	377, 600	409, 400	442, 600
17	245, 800	261, 400	279, 500	307, 400	355, 700	379, 200	410, 900	444, 000
18	247, 300	262, 600	280, 800	308, 200	357, 300	380, 800	412, 600	445, 700
19	248, 800	263, 800	282, 100	309, 200	358, 900	382, 400	414, 200	447, 400
20	250, 300	264, 900	283, 300	310, 100	360, 400	384, 000	415, 900	449, 000
21	251, 800	266, 200	284, 500	311, 000	361, 900	385, 600	417, 500	450, 400
22	253, 400	267, 400	285, 100	312, 300	363, 500	387, 200	419, 000	451, 100
23	254, 900	268, 700	285, 700	313, 600	365, 100	388, 900	420, 500	451, 800
24	256, 400	270, 000	286, 300	314, 900	366, 700	390, 600	421, 900	452, 500
25	257, 900	271, 400	286, 800	316, 200	368, 100	392, 300	423, 100	452, 900
26	259, 100	272, 800	287, 400	317, 700	369, 800	394, 300	424, 600	453, 400
27	260, 300	274, 100	288, 000	319, 000	371, 500	396, 200	426, 100	454, 000
28	261, 500	275, 400	288, 500	320, 100	373, 100	398, 100	427, 500	454, 600
29	262, 700	276, 400	289, 000	321, 100	374, 700	399, 800	429, 000	455, 200
30	264, 000	277, 700	289, 600	322, 300	376, 300	401, 200	430, 300	455, 900
31	265, 300	279, 000	290, 100	323, 500	377, 900	402, 400	431, 500	456, 400
32	266, 600	280, 200	290, 600	324, 600	379, 600	403, 700	432, 700	456, 900
33	267, 900	281, 400	291, 100	325, 700	381, 300	404, 700	433, 700	457, 400
34	269, 400	282, 000	291, 700	326, 900	383, 300	405, 800	434, 400	457, 700
35	270, 700	282, 600	292, 200	328, 100	385, 300	406, 800	435, 200	458, 000
36	272, 100	283, 200	292, 700	329, 200	387, 300	407, 800	435, 900	458, 400
37	273, 100	283, 700	293, 200	330, 300	389, 000	408, 900	436, 400	458, 800



38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	459,000
39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	459,300
40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	459,500
41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	459,900
42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	460,100
43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	460,300
44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	460,500
45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	460,900
46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200	
47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500	
48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800	
49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100	
50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400	
51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700	
52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000	
53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200	
54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500	
55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800	
56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100	
57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300	
58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600	
59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900	
60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100	
61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300	
62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600	
63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900	
64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200	

65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400
66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700
67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000
68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300
69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500
70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800
71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100
72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400
73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600
74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100	
75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400	
76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600	
77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800	
78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100	
79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400	
80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600	
81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800	
82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100	
83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400	
84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600	
85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800	
86	302,500	321,000	345,500	387,800			
87	303,200	322,000	347,000	388,400			
88	303,900	323,000	348,400	389,000			
89	304,600	324,000	349,700	389,300			
90	305,400	325,300	350,900	389,800			

91	306,200	326,500	352,100	390,300
92	306,900	327,700	353,400	390,800
93	307,400	328,900	354,700	391,200
94	308,300	330,200	356,200	391,600
95	309,200	331,400	357,700	392,100
96	310,000	332,600	359,100	392,600
97	310,800	333,800	360,400	393,000
98	311,800	335,100	361,600	393,500
99	312,700	336,300	362,700	394,000
100	313,600	337,500	363,900	394,500
101	314,500	338,900	365,000	394,800
102	315,500	339,800	366,100	395,200
103	316,500	340,800	367,200	395,700
104	317,400	341,900	368,300	396,000
105	318,200	343,000	369,500	396,300
106	318,800	344,100	370,000	396,800
107	319,400	345,100	370,600	397,300
108	320,000	346,100	371,200	397,800
109	320,500	347,300	371,800	398,100
110	321,000	348,300	372,300	398,600
111	321,400	349,300	372,700	399,100
112	321,900	350,200	373,200	399,600
113	322,700	351,100	373,600	399,900
114	323,400	352,000	374,000	400,400
115	324,100	353,000	374,500	400,900
116	324,700	354,000	375,000	401,400

117	325,300	355,000	375,400	401,800
118	326,000	355,400	375,900	402,300
119	326,700	356,000	376,500	402,700
120	327,500	356,600	377,000	403,200
121	328,100	356,900	377,200	403,600
122	328,400	357,300	377,700	
123	328,900	357,700	378,200	
124	329,400	358,100	378,600	
125	329,700	358,500	379,100	
126		358,900	379,600	
127		359,300	380,100	
128		359,700	380,600	
129		360,100	380,900	
130		360,500	381,400	
131		360,900	381,900	
132		361,300	382,400	
133		361,500	382,700	
134		362,000	383,200	
135		362,400	383,600	
136		362,700	384,000	
137		363,000	384,300	
138		363,400	384,800	
139		363,900	385,300	
140		364,400	385,800	
141		364,700	386,100	
142		365,200		
143		365,700		

	144		366,200							
	145		366,500							
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 246,200	円 258,000	円 262,200	円 293,800	円 310,600	円 324,900	円 348,600	円 384,200	円 416,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3（第5条関係）

研 究 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 給	1	2	3	4	5
		級	級	級	級	級
号	給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以 外の 職員		円	円	円	円	円
1		183,900	233,900	326,100	376,000	446,500
2		185,000	238,200	328,100	377,400	456,400
3		186,200	240,900	330,100	378,800	465,800
4		187,300	243,600	332,100	380,200	475,700
5		188,400	246,200	333,900	381,600	485,300
6		190,500	247,800	335,900	383,000	495,100
7		192,600	249,300	337,800	384,400	504,000
8		194,700	250,800	339,700	385,800	511,900
9		196,800	252,300	341,500	387,200	519,700
10		198,800	254,400	343,100	388,700	526,800
11		200,800	256,500	344,700	390,100	532,100
12		202,800	258,500	346,300	391,500	536,600

13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600
14	206,700	262,800	348,900	394,400	
15	208,600	265,100	349,900	395,900	
16	210,400	267,300	350,900	397,400	
17	212,100	269,500	352,000	398,900	
18	213,900	271,900	353,300	400,500	
19	215,700	274,300	354,500	402,100	
20	217,500	276,700	355,700	403,800	
21	219,300	279,000	356,900	405,000	
22	221,100	281,100	358,000	406,400	
23	222,800	283,200	359,100	407,800	
24	224,500	285,200	360,200	409,100	
25	226,200	287,200	361,300	410,400	
26	228,300	289,100	362,300	411,700	
27	230,200	291,000	363,300	413,200	
28	232,100	292,900	364,300	414,700	
29	234,000	294,800	365,200	415,900	
30	235,100	296,300	366,100	417,100	
31	236,200	297,800	366,900	418,700	
32	237,300	299,300	367,700	420,200	
33	238,700	300,800	368,400	421,500	
34	240,200	302,300	369,200	422,900	
35	241,700	303,800	370,000	424,300	
36	243,200	305,200	370,800	425,700	
37	244,700	306,600	371,600	427,100	
38	246,300	307,500	372,400	428,500	

39	247,900	308,400	373,200	429,900
40	249,500	309,300	374,000	431,300
41	251,100	310,100	374,800	432,400
42	252,600	310,600	376,100	433,700
43	254,100	311,100	377,400	435,100
44	255,600	311,600	378,600	436,400
45	257,100	312,100	379,300	437,200
46	258,400	312,600	380,300	438,000
47	259,600	313,100	381,100	438,900
48	260,800	313,600	381,800	439,800
49	262,000	314,000	382,500	440,600
50	263,100	314,500	383,200	441,400
51	264,200	315,000	383,900	442,000
52	265,300	315,500	384,600	442,800
53	266,400	315,900	385,200	443,200
54	267,500	316,400	385,900	443,800
55	268,500	316,800	386,700	444,300
56	269,500	317,200	387,500	444,800
57	270,500	317,600	388,100	445,300
58	271,200	318,000	388,900	
59	271,800	318,400	389,600	
60	272,400	318,800	390,300	
61	273,000	319,200	390,900	
62	273,600	319,800	391,600	
63	274,200	320,400	392,300	
64	274,800	321,000	393,000	

65	275,400	321,500	393,700
66	276,000	322,100	394,300
67	276,600	322,700	394,900
68	277,200	323,300	395,600
69	277,800	323,800	396,300
70	278,500	324,400	396,800
71	279,200	325,000	397,400
72	279,900	325,600	398,000
73	280,500	326,100	398,500
74	281,200	326,800	399,100
75	281,900	327,500	399,700
76	282,600	328,200	400,200
77	283,200	328,900	400,700
78	283,900	329,600	401,200
79	284,600	330,300	401,700
80	285,200	331,000	402,400
81	285,800	331,700	402,800
82	286,500	332,500	
83	287,200	333,200	
84	287,800	333,800	
85	288,400	334,300	
86	289,100	334,800	
87	289,800	335,200	
88	290,400	335,600	
89	291,000	335,900	
90	291,700	336,400	
91	292,400	336,800	



92	293,000	337,200
93	293,600	337,500
94	294,300	337,900
95	294,900	338,300
96	295,500	338,700
97	295,800	339,200
98	296,400	339,700
99	297,000	340,200
100	297,500	340,700
101	298,000	341,200
102	298,400	341,700
103	298,800	342,200
104	299,200	342,700
105	299,600	343,100
106	300,100	343,500
107	300,600	344,000
108	300,900	344,400
109	301,100	344,900
110	301,500	345,300
111	301,800	345,700
112	302,000	346,100
113	302,300	346,600
114	302,600	347,000
115	302,900	347,400
116	303,200	347,800
117	303,500	348,300

	118	303,800	348,700		
	119	304,000	349,100		
	120	304,300	349,500		
	121	304,600	349,900		
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 221,800	円 263,600	円 288,600	円 331,400

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

別表第4（第5条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職 員 区 分	職 務 級 の 給 号	1	2	3	4
		級 給 料 月 額	級 給 料 月 額	級 給 料 月 額	級 給 料 月 額
定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以 外 の 職 員		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
10	317,600	420,500	471,300	586,200	

11	321,000	422,000	473,100
12	324,400	423,500	474,900
13	327,800	424,900	476,700
14	331,300	426,400	478,500
15	334,700	427,900	480,300
16	338,100	429,300	482,100
17	341,500	430,700	483,900
18	344,600	432,200	485,800
19	347,700	433,700	487,700
20	350,800	435,100	489,600
21	354,000	436,500	491,500
22	357,100	438,000	493,200
23	360,200	439,500	495,000
24	363,200	440,900	496,800
25	366,200	442,300	498,400
26	368,500	443,700	500,200
27	370,800	445,100	502,000
28	373,000	446,500	503,600
29	374,900	447,900	505,000
30	376,600	449,300	506,700
31	378,300	450,700	508,500
32	380,100	452,100	510,200
33	381,900	453,500	511,700
34	383,700	454,900	513,000
35	385,300	456,300	514,300
36	386,700	457,700	515,600

37	388, 100	459, 100	516, 600
38	389, 600	460, 800	517, 900
39	391, 100	462, 400	519, 200
40	392, 600	464, 000	520, 500
41	394, 100	465, 600	521, 500
42	394, 800	466, 800	522, 300
43	395, 400	468, 000	523, 100
44	396, 100	469, 100	523, 900
45	397, 000	470, 100	524, 800
46	397, 600	471, 100	525, 600
47	398, 200	472, 000	526, 400
48	398, 800	472, 800	527, 100
49	399, 400	473, 500	527, 900
50	399, 900	474, 200	528, 700
51	400, 400	474, 900	529, 400
52	400, 900	475, 500	530, 300
53	401, 400	476, 200	531, 200
54	401, 800	476, 900	532, 000
55	402, 200	477, 500	532, 900
56	402, 600	478, 100	533, 800
57	403, 000	478, 400	534, 600
58	403, 400	479, 000	535, 500
59	403, 800	479, 700	536, 400
60	404, 200	480, 400	537, 100
61	404, 600	480, 800	537, 900
62	405, 000	481, 400	538, 800
63	405, 400	482, 100	539, 700

	64	405,800	482,800	540,600	
	65	406,100	483,200	541,400	
	66		483,800	542,300	
	67		484,400	543,200	
	68		484,900	544,100	
	69		485,400	544,900	
	70		485,900	545,800	
	71		486,400	546,700	
	72		486,900	547,600	
	73		487,300	548,400	
	74		487,800		
	75		488,200		
	76		488,700		
	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		
	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
定 年 前 再 任 用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

短 時 間 勤 務 員		円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300
----------------------------	--	--------------	--------------	--------------	--------------

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職 員 区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500
18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	

19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800
20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000
21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100
22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900
23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300
24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000
25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500
26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900
27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300
28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700
29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100
30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500
31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900
32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400	
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700	
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000	
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300	
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600	
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900	
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200	

45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100	
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600	
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100	



72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600
78	254,800	291,900	328,600	349,900	
79	255,100	292,200	329,000	350,100	
80	255,300	292,500	329,500	350,400	
81	255,500	292,800	330,000	350,900	
82	255,800	293,100	330,400	351,200	
83	256,100	293,400	330,600	351,500	
84	256,300	293,700	330,900	351,800	
85	256,500	293,900	331,300	352,200	
86		294,100	331,700	352,500	
87		294,300	332,000	352,800	
88		294,500	332,300	353,100	
89		294,900	332,600	353,500	
90		295,100	332,800	353,800	
91		295,300	333,200	354,100	
92		295,500	333,500	354,400	
93		295,900	333,700	354,700	
94		296,100	334,000	355,100	
95		296,300	334,300	355,500	
96		296,600	334,600	355,900	
97		296,900	334,800	356,400	

	98		297,100	335,100	356,800			
	99		297,300	335,400	357,200			
	100		297,600	335,600	357,600			
	101		297,900	335,800	358,100			
	102		298,100	336,000				
	103		298,300	336,400				
	104		298,600	336,600				
	105		298,900	336,800				
	106			337,200				
	107			337,600				
	108			338,000				
	109			338,200				
定年 再 任用 短 時 勤 務 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 193,000	円 219,600	円 248,100	円 261,700	円 287,300	円 328,400	円 371,000

備考 この表は、病院、診療所、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、レントゲン技術者、獣医師、病理細菌検査技術者その他の職員に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職 員 区 分	職 務 の 級 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年 再 任用 短 時		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700

間勤 務員 以外 の 職員	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800

30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600	
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200	
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600	
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200	
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700	
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100	
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600	
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100	
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500	
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800	
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100	

57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200	
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600	

83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900
86	286,100	312,900	350,700	369,600	
87	286,600	313,900	351,500	370,200	
88	287,100	314,900	352,300	370,700	
89	287,600	315,800	352,900	371,000	
90	288,100	316,900	353,500	371,500	
91	288,600	317,900	354,100	371,900	
92	289,100	318,900	354,700	372,200	
93	289,600	319,700	355,100	372,800	
94	290,200	320,400	355,500	373,300	
95	290,800	321,100	356,000	373,800	
96	291,400	321,700	356,400	374,300	
97	292,000	322,200	356,900	374,900	
98	292,500	322,500	357,300	375,400	
99	293,000	323,100	357,800	375,900	
100	293,500	323,700	358,200	376,300	
101	294,000	324,100	358,500	376,900	
102	294,500	324,700	359,000	377,400	
103	295,000	325,300	359,400	377,900	
104	295,400	325,800	359,700	378,400	
105	295,800	326,200	360,100	379,000	
106	296,300	326,700	360,600	379,400	
107	296,800	327,200	361,100	379,900	
108	297,100	327,700	361,600	380,400	

109	297,300	328,100	362,100	381,000	
110	297,600	328,500	362,600		
111	297,800	328,800	363,100		
112	298,100	329,100	363,500		
113	298,400	329,400	363,900		
114	298,600	329,800	364,300		
115	298,900	330,100	364,800		
116	299,100	330,400	365,300		
117	299,400	330,600	365,700		
118	299,700	330,900	366,200		
119	300,000	331,200	366,700		
120	300,300	331,400	367,200		
121	300,600	331,600	367,500		
122	301,000	331,900			
123	301,300	332,200			
124	301,600	332,500			
125	301,800	332,700			
126	302,000	333,000			
127	302,300	333,400			
128	302,700	333,600			
129	302,900	333,800			
130	303,200	334,000			
131	303,600	334,400			
132	304,000	334,600			
133	304,200	334,900			
134	304,500	335,300			
135	304,800	335,700			

136	305, 100	336, 100				
137	305, 300	336, 400				
138	305, 600	336, 800				
139	305, 900	337, 200				
140	306, 200	337, 600				
141	306, 400	337, 900				
142	306, 800	338, 300				
143	307, 200	338, 600				
144	307, 500	339, 000				
145	307, 700	339, 300				
146	307, 900	339, 700				
147	308, 200	340, 100				
148	308, 600	340, 500				
149	308, 800	340, 800				
150	309, 000	341, 200				
151	309, 300	341, 600				
152	309, 600	342, 000				
153	310, 000	342, 300				
154	310, 200					
155	310, 400					
156	310, 700					
157	311, 000					
158	311, 300					
159	311, 600					
160	311, 900					
161	312, 300					



	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
定年 再 任 用 短 時 間 勤 務 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 239,700	円 260,200	円 267,500	円 277,900	円 294,300	円 331,900	円 376,600

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員に適用する。  
(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第3条** 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和41年栃木県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b>  1～7 略  (通勤手当の特例)  8 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（<u>令和6年栃木県条例第 号</u>）第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「<u>令和6年改正条例第2条の規定による改正後の条例</u>」という。）<u>第12条第1項第2号及び第3号</u>に掲げる職員で四輪の自動車を使用するものに対して支給する通勤手当の額は、当分の間、<u>同条第2項</u>又は第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による額に、<u>その者の片道</u></p>	<p><b>附 則</b>  1～7 略  (通勤手当の特例)  8 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（<u>平成15年栃木県条例第48号</u>）第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「<u>平成15年改正条例第2条の規定による改正後の条例</u>」という。）<u>第12条第1項</u>に掲げる職員<u> に対して</u>支給する通勤手当の額は、当分の間、<u>平成15年改正条例第2条の規定による改正後の条例第12条第2項又は第3項</u>（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による額に、<u>次の各号に定</u></p>

の通勤距離に応ずる附則別表第3の加算額の欄の額を加算した額とする。この場合において、同条第1項第3号に掲げる職員に係る片道の通勤距離及びそれに応ずる加算額は、四輪の自動車を使用する区間ごとに算出するものとする。

9 令和6年改正条例第2条の規定による改正後の条例第12条第1項第3号に掲げる職員で有料の駐車場（人事委員会規則で定めるものに限る。）を併せて利用しているもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対して支給する通勤手当の額は、前項の規定による通勤手当の額に、次の各号に定める額の合計額（その額が3,000円を超えるときは、3,000円）を加算した額とする。

(1)・(2) 略

10 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に対する前2項の規定の適用については、附則第8項

中「加算額の欄の額」とあるのは「加算額の欄の額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」と、前項中「3,000円）」とあるのは「3,000円）から、そ

める額を加算した額とする。

(1) 平成15年改正条例第2条の規定による改正後の条例第12条第1項第1号及び第3号に掲げる職員 附則別表第2の区分に応ずる加算額の欄の額

(2) 平成15年改正条例第2条の規定による改正後の条例第12条第1項第2号に掲げる職員で四輪の自動車を使用するもの その者の片道の通勤距離に応ずる附則別表第3の加算額の欄の額

9 平成15年改正条例第2条の規定による改正後の条例第12条第1項第3号に掲げる職員で四輪の自動車を使用するものに対して支給する通勤手当の額は、前項の規定による通勤手当の額に、更に附則別表第3の片道の通勤距離に応ずる加算額の欄の額に加算した額とする。この場合において片道の通勤距離及びそれに応ずる加算額は、四輪の自動車を使用する区間ごとに算出するものとする。

10 平成15年改正条例第2条の規定による改正後の条例第12条第1項第3号に掲げる職員で有料の駐車場（人事委員会規則で定めるものに限る。）を併せて利用しているもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対して支給する通勤手当の額は、前2項の規定による通勤手当の額に、次の各号に定める額の合計額（その額が3,000円を超えるときは、3,000円）を加算した額とする。

(1)・(2) 略

11 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に対する前3項の規定の適用については、附則第8項第1号中「加算額の欄の額」とあるのは「加算額の欄の額から、人事委員会規則で定める額を減じた額」と、同項第2号及び附則第9項中「加算額の欄の額」とあるのは「加算額の欄の額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」と、前項中「3,000円）」とあるのは「3,000円）から、そ

の額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」とする。

11 運賃等相当額（令和6年改正条例第2条の規定による改正後の条例第12条第2項第1号に規定する運賃等相当額をいう。）をその支給単位期間（同条第8項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）の月数で除して得た額（交通機関等（同条第1項第1号に規定する交通機関等をいう。）が2以上ある場合においては、その合計額）、同条第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額（同条第3項第1号に規定する特別料金等相当額をいう。）をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等（同項に規定する新幹線鉄道等をいう。）が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額と、前3項の規定により加算する額との合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同条第2項から第4項まで及び前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

12 令和6年改正条例第2条の規定による改正後の条例第12条第1項第1号及び第3号に掲げる職員のうち割り振られた正規の勤務時間（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年栃木県条例第1号）第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間をいう。）が深夜若しくは早朝に及ぶ等公務上の都合により月のうち一定の日数を交通機関に代えて四輪の自動車を通勤に使用しなければならない正当な事由がある職員又は同項第2号及び第3号に掲げる職員（四輪の自動車を使用する者に限る。）のうち公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のあることにより1月当たりの通勤所要回数が多い職員で、人事委員会の承認を得て定めるものに対して支給する通勤手当の額は、当分の間、同条第2項又は第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）及び附則第8項\_\_\_\_\_の規定による額を基準として人事委員会の承認を得て定める額とする。

13・14 略

の額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」とする。

12 平成15年改正条例第2条の規定による改正後の条例第12条第1項第1号及び第3号に掲げる職員のうち割り振られた正規の勤務時間（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年栃木県条例第1号）第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間をいう。）が深夜若しくは早朝に及ぶ等公務上の都合により月のうち一定の日数を交通機関に代えて四輪の自動車を通勤に使用しなければならない正当な事由がある職員又は同項第2号及び第3号に掲げる職員（四輪の自動車を使用する者に限る。）のうち公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のあることにより1月当たりの通勤所要回数が多い職員で、人事委員会の承認を得て定めるものに対して支給する通勤手当の額は、当分の間、同条第2項又は第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）並びに附則第8項及び第9項の規定による額を基準として人事委員会の承認を得て定める額とする。

13・14 略

附則別表第2及び附則別表第3を次のように改める。

附則別表第2 削除

附則別表第3

片道の通勤距離		加算額
キロメートル以上	キロメートル未満	
6	8	1,320円
8	10	2,900
10	12	1,580
12	14	3,160
14	16	1,830
16	18	3,410
18	20	4,990
20	22	3,670
22	24	5,240
24	26	3,920
26	28	5,500
28	30	7,080
30	32	5,750
32	34	7,330
34	36	6,010
36	38	7,590
38	40	9,170
40	42	7,940
42	44	9,520
44	46	9,300
46	48	10,880
48	50	12,450
50	52	12,230
52	54	13,810
54	56	13,590
56	58	15,170
58	60	16,740
60	62	16,520
62	64	18,100
64	66	19,680

66	68	21,250
68	70	22,830
70	72	24,410
72	74	25,990
74	76	27,560
76	78	29,140
78	80	30,720
80		32,300

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第4条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員の給与条例の適用除外等)	(職員の給与条例の適用除外等)
<b>第9条 略</b>	<b>第9条 略</b>
2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項(学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。	2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項(学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。
3 略	3 略

別表第1を次のように改める。

**別表第1** (第7条関係)

特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
	円

1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与に関する特例)</p> <p><b>第7条</b> 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4</u> 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額 の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p><u>5</u> 略</p> <p>(職員の給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第9条</b> 職員の給与に関する条例(昭和27年栃木県条例第1号。以下「職員の給与条例」という。)第5条、第6条、第9条から第10条まで及び第11条の5の規定並びに栃木県公立学校職員給与条例(昭和32年栃木県条例第34号。以下「学校職員給与条例」という。)第6条、第7条、第8条から第8条の3まで及び第9条の4から第9条の6までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、<u>第20条第2項並びに第20条の4第2項</u>(学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p><b>第7条</b> 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4</u> <u>任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p><u>5</u> 第2項の規定による号給の決定、<u>第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、</u>予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p><u>6</u> 略</p> <p>(職員の給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第9条</b> 職員の給与に関する条例(昭和27年栃木県条例第1号。以下「職員の給与条例」という。)第5条、第6条、第9条から第11条まで、<u>第11条の5及び第20条の4</u>の規定並びに栃木県公立学校職員給与条例(昭和32年栃木県条例第34号。以下「学校職員給与条例」という。)第6条、第7条、第8条から第8条の3まで及び第9条の4から第9条の6までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3<u>並びに第20条第2項</u>(学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中</p>

「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、職員の給与条例第20条の4第2項中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

3 略

「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と\_\_\_\_\_する。

3 略

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

**第6条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
（給与に関する特例）				（給与に関する特例）			
<b>第5条</b> 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。				<b>第5条</b> 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。			
号	給	給	料	号	給	給	料
			月				月
			額				額
			円				円
1			414,000	1			402,000
2			475,000	2			461,000
3			538,000	3			522,000
4			621,000	4			603,000
5			722,000	5			701,000
6			824,000	6			800,000
2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。				2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。			
号	給	給	料	号	給	給	料
			月				月
			額				額
			円				円
1			346,000	1			336,000
2			382,000	2			371,000

3	410,000	3	398,000
<p>3～6 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>		<p>3～6 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	

**第7条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)



**第8条** 知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和29年栃木県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p><b>第4条 略</b></p> <p>2 期末手当の額は、前項の基準日現在（退職し、又は死亡した知事等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において知事等が受けるべき給料月額、給料月額に100分の20を超えない範囲内で職務等を考慮して規則で定める割合を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそれらの者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p><b>第4条 略</b></p> <p>2 期末手当の額は、前項の基準日現在（退職し、又は死亡した知事等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において知事等が受けるべき給料月額、給料月額に100分の20を超えない範囲内で職務等を考慮して規則で定める割合を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそれらの者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p>

**第9条** 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p><b>第4条 略</b></p> <p>2 期末手当の額は、前項の基準日現在（退職し、又は死亡した知事等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において知事等が受けるべき給料月額、給料月額に100分の20を超えない範囲内で職務等を考慮して規則で定める割合を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそれらの者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p><b>第4条 略</b></p> <p>2 期末手当の額は、前項の基準日現在（退職し、又は死亡した知事等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において知事等が受けるべき給料月額、給料月額に100分の20を超えない範囲内で職務等を考慮して規則で定める割合を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそれらの者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p>

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

**第10条** 職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年栃木県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b> (職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><b>第2条</b> <u>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和6年栃木県条例第 号)第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例</u>(以下「新給与条例」という。)附則第10項から第20項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>2～7 略</p> <p>8 <u>新給与条例第6条第3項から第10項まで、第9条の3及び第10条</u></p> <hr/> <p>_____の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>9 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b> (職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><b>第2条</b> <u>第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例</u></p> <hr/> <p>_____ (以下「新給与条例」という。)附則第10項から第20項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>2～7 略</p> <p>8 <u>職員の給与に関する条例第6条第3項、第6項及び第8項から第10項まで、第9条の3から第11条まで、第11条の3から第11条の5まで、第13条の2、第13条の3並びに第21条並びに新給与条例第6条第4項、第5項及び第7項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</u></p> <p>9 略</p>

**附 則**

(施行期日等)

**第1条** この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則別表第3の改正規定に限る。)は令和7年1月1日から、第2条の規定及び第3条の規定(同条例附則別表第3の改正規定を除く。)並びに第5条、第7条、第9条及び第10条並びに附則第3条から第9条までの規定は同年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第20条第2項及び第3項並びに第20条の4第2項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定、第4条の規定(一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第9条第2項の改正規定を除く。)による改正後の任期付職員条例の規定及び第6条の規定(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。)第6条第2項の改正規定を除く。)による改正後の任期付研究員条例の規定は令和6年4月1日から、第1条の規定(給与条例第20条第2項及び第3項並びに第20条の4第2項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定、第4条の規定(任期付職員条例第9条第2項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員条例の規定、第6条の規定(任期付研究員条例第6条第2項の改正規定に限る。)による改正後の任期付研究員条例の規定及び第8条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の知事等の給与条例」という。)の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

**第2条** 第1条の規定による改正後の給与条例、第4条の規定による改正後の任期付職員条例、第6条の規定による改正後の任期付研究員条例又は改正後の知事等の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例、第4条の規定による改正前の任期付職員条例、

第6条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第8条の規定による改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第4条の規定による改正後の任期付職員条例、第6条の規定による改正後の任期付研究員条例又は改正後の知事等の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

**第3条** 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において給与条例別表第1から別表第4までの給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号給(次条及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

**第4条** 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

**第5条** 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与条例(以下「第2条改正後給与条例」という。)第10条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者  
(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚

姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

**第6条** 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、第2条改正後給与条例第11条の2第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、栃木県の区域にあつては100分の4を超えない範囲内で、人事委員会規則で定める地域又は事務所にあつては人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

2 切替日から令和10年3月31日までの間における給与条例第11条の3の規定の適用については、同条中「には、前条」とあるのは「には、前条又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和6年栃木県条例第 号)附則第6条第1項」と、「間、前条」とあるのは「間、前条又は同項」とする。

(切替日前に異動等のあつた職員等の地域手当に関する経過措置)

**第7条** 切替日の前日までに第2条の規定による改正前の給与条例第11条の4第1項に規定する異動等のあつた職員又は同日までに同条第2項の規定により同条第1項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年栃木県条例第30号)附則第2条第2項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。))を除く。)について

は、第2条改正後給与条例第11条の4第1項本文中「在勤する地域若しくは事務所に係る地域手当の支給割合（同条第2項に定める割合）」とあるのは「在勤する地域若しくは事務所に係る地域手当の支給割合（同条第2項に定める割合又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年栃木県条例第 号。以下「令和6年改正条例」という。）附則第6条第1項の人事委員会規則で定める割合）」と、「在勤していた地域若しくは事務所に係る地域手当の支給割合（同条第2項に定める割合又は令和6年改正条例附則第6条第1項の人事委員会規則で定める割合）」と、「前2条」とあるのは「前2条又は令和6年改正条例附則第6条第1項」と、「3年」とあるのは「2年」と、「級地の変更」とあるのは「級地の変更又は令和6年改正条例附則第6条第1項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更」と、同項第1号中「変更」とあるのは「変更又は令和6年改正条例附則第6条第1項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更」と、「次号及び第3号」とあるのは「次号」と、同項中「(2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合」とあるのは「(2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合」と、同条第2項中「若しくは」とあるのは「又は」と、「者から」とあるのは「者が、」と、「となった者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものがあつた者が」とあるのは「となり」として、同条の規定を適用する。

2 切替日から令和10年3月31日までの間に第2条改正後給与条例第11条の4第1項に規定する異動等のあつた職員又は当該期間に同条第2項の規定により同条第1項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員については、同項中「在勤する地域若しくは事務所に係る地域手当の支給割合（同条第2項に定める割合）」とあるのは「在勤する地域若しくは事務所に係る地域手当の支給割合（同条第2項に定める割合又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年栃木県条例第 号。以下「令和6年改正条例」という。）附則第6条第1項の人事委員会規則で定める割合）」と、「在勤していた地域若しくは事務所に係る地域手当の支給割合（同条第2項に定める割合）」とあるのは「在勤していた地域若しくは事務所に係る地域手当の支給割合（同条第2項に定める割合又は令和6年改正条例附則第6条第1項の人事委員会規則で定める割合）」と、「前2条」とあるのは「前2条又は令和6年改正条例附則第6条第1項」と、「級地の変更」とあるのは「級地の変更又は令和6年改正条例附則第6条第1項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更」と、同項第1号中「変更」とあるのは「変更又は令和6年改正条例附則第6条第1項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更」と、同条第2項中「1級地」とあるのは「1級地又は令和6年改正条例附則第6条第1項の人事委員会規則で定める級地の区分のうち支給割合の最も高い級地の区分」として、同条の規定を適用する。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

**第8条** 第2条改正後給与条例第12条第4項及び第12条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（再任用職員への特勤勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

**第9条** 切替日以後に新たに定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる給与条例第13条の3の規定は、切替日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する事務所の移転があつた再任用職員について適用する。

（人事委員会規則への委任）

**第10条** 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表 号給の切替表（附則第3条関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員

旧 号 給	新 号 給						
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4

30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			

63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						

96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

イ 公安職給料表の適用を受ける職員

旧 号 給	新 号 給					
	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1



13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5

46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		

79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					

112	108				
113	109				
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

ウ 研究職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1

17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	1
22	14	6	1
23	15	7	1
24	16	8	1
25	17	9	1
26	18	10	1
27	19	11	1
28	20	12	1
29	21	13	2
30	22	14	2
31	23	15	2
32	24	16	2
33	25	17	2
34	26	18	3
35	27	19	3
36	28	20	3
37	29	21	3
38	30	22	3
39	31	23	3
40	32	24	3
41	33	25	4
42	34	26	4
43	35	27	4
44	36	28	4
45	37	29	4
46	38	30	4
47	39	31	4
48	40	32	4
49	41	33	4

50	42	34	4
51	43	35	4
52	44	36	4
53	45	37	4
54	46	38	4
55	47	39	4
56	48	40	4
57	49	41	4
58	50	42	
59	51	43	
60	52	44	
61	53	45	
62	54	46	
63	55	47	
64	56	48	
65	57	49	
66	58	50	
67	59	51	
68	60	52	
69	61	53	
70	62	54	
71	63	55	
72	64	56	
73	65	57	
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		

83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		

エ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員

旧 号 給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1

24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6



57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	

90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

オ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員

旧 号 給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6

23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	

56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			

89	85	85		
90	86	86		
91	87	87		
92	88	88		
93	89	89		
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

カ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員

旧 号 給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1

6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22

39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		

72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			



105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

追第13号議案

栃木県公立学校職員給与条例の一部改正について

栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

教 育 職 給 料 表 (1)

職 員 区 分	職 務 の 級 給	1	2	特 2	3	4
		級	級	級	級	級
号		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	298,200	354,600	423,900
	2	202,200	247,800	300,000	356,000	425,700
	3	204,500	249,200	301,800	357,400	427,500
	4	206,700	250,600	303,600	358,800	429,100
	5	208,900	252,000	305,400	360,200	430,600
	6	211,200	253,200	307,200	361,500	432,100
	7	213,400	254,400	309,000	362,800	433,900
	8	215,600	255,600	310,700	364,100	435,700
	9	217,800	257,000	312,400	365,300	437,400
	10	220,000	258,200	314,200	366,800	439,200
	11	222,200	259,500	316,000	368,300	441,100
12	224,400	260,800	317,800	369,700	442,900	

13	226,600	262,100	319,700	371,000	444,600
14	228,700	264,000	321,500	372,500	446,500
15	230,800	265,800	323,300	374,000	448,300
16	232,900	267,600	325,000	375,400	450,200
17	235,000	269,300	326,600	376,800	451,900
18	236,800	271,500	328,500	378,300	453,700
19	238,500	273,700	330,400	379,700	455,500
20	240,200	275,900	332,300	381,100	457,300
21	241,900	278,100	334,100	382,500	458,900
22	243,200	280,300	336,100	384,000	460,600
23	244,500	282,500	337,900	385,500	462,500
24	245,800	284,600	339,700	386,900	464,200
25	247,000	286,600	341,400	388,200	465,900
26	248,200	288,500	343,100	389,700	467,500
27	249,400	290,400	344,700	391,200	469,000
28	250,600	292,200	346,300	392,700	470,500
29	251,700	294,000	347,900	394,100	472,000
30	252,900	295,900	349,200	395,600	473,300
31	254,100	297,700	350,400	397,100	474,600
32	255,300	299,400	351,600	398,600	475,900
33	256,400	301,100	352,900	400,000	477,100
34	257,700	302,900	354,500	401,600	477,800
35	259,000	304,600	356,100	403,200	478,500
36	260,300	306,200	357,600	404,700	479,200
37	261,700	307,800	359,100	405,900	479,800
38	263,100	309,500	360,700	407,300	480,500
39	264,400	311,300	362,300	408,700	481,200
40	265,700	313,000	363,800	410,000	481,900

41	267,000	314,300	365,300	411,600	482,500
42	268,000	316,200	366,900	413,000	483,200
43	269,000	318,000	368,500	414,300	483,900
44	269,900	319,700	370,000	415,700	484,600
45	270,600	321,400	371,500	417,100	485,200
46	271,400	323,300	373,100	418,400	
47	272,200	325,000	374,700	419,900	
48	273,000	326,700	376,200	421,400	
49	273,800	328,400	377,700	423,000	
50	274,600	330,200	379,200	424,400	
51	275,300	332,000	380,700	426,000	
52	276,100	333,700	382,100	427,500	
53	276,900	335,400	383,500	429,200	
54	277,700	336,700	385,000	430,700	
55	278,500	338,000	386,400	432,300	
56	279,300	339,300	387,800	433,900	
57	280,000	340,800	389,300	435,400	
58	280,600	342,400	390,900	436,900	
59	281,400	343,900	392,500	438,100	
60	282,300	345,500	393,900	439,300	
61	283,100	347,000	395,100	440,500	
62	283,700	348,600	396,500	441,800	
63	284,500	350,200	397,900	443,000	
64	285,200	351,700	399,200	444,200	
65	286,200	353,200	400,400	445,300	
66	287,000	354,800	401,600	446,500	
67	287,800	356,400	402,900	447,700	

68	288,500	357,900	404,200	448,900
69	289,200	359,400	405,500	450,100
70	290,000	361,000	406,800	451,300
71	290,800	362,600	408,200	452,500
72	291,500	364,100	409,400	453,700
73	292,200	365,600	410,600	454,800
74	292,900	367,200	412,000	455,400
75	293,600	368,800	413,400	455,900
76	294,200	370,300	414,700	456,400
77	294,800	371,800	415,900	456,900
78	295,500	373,200	417,100	457,500
79	296,200	374,600	418,400	458,000
80	296,800	375,900	419,800	458,500
81	297,400	377,200	421,100	459,000
82	298,100	378,600	422,300	
83	298,800	380,000	423,300	
84	299,500	381,300	424,500	
85	300,200	382,400	425,700	
86	301,000	383,800	426,800	
87	301,700	385,100	428,000	
88	302,400	386,400	429,000	
89	303,100	387,600	430,100	
90	304,000	388,900	431,100	
91	304,800	390,000	432,100	
92	305,600	391,200	433,100	
93	306,100	392,400	434,000	
94	306,900	393,500	434,800	

95	307,700	394,700	435,600
96	308,500	395,900	436,400
97	309,200	397,300	437,100
98	310,000	398,300	437,500
99	310,800	399,300	437,900
100	311,500	400,300	438,300
101	312,300	401,200	438,700
102	313,200	402,200	439,000
103	314,100	403,300	439,300
104	314,900	404,400	439,500
105	315,500	405,100	439,800
106	316,300	406,000	440,100
107	317,100	406,900	440,400
108	317,900	407,800	440,600
109	318,600	408,600	440,800
110	319,000	409,400	441,100
111	319,400	410,200	441,400
112	319,900	411,000	441,600
113	320,400	411,600	441,800
114	320,800	412,300	442,100
115	321,300	413,000	442,400
116	321,700	413,700	442,600
117	322,200	414,300	442,800
118	322,700	414,800	
119	323,100	415,200	
120	323,600	415,500	
121	324,100	415,800	

122	324,500	416,100
123	325,000	416,400
124	325,500	416,600
125	326,100	416,800
126	326,400	417,100
127	326,700	417,400
128	327,000	417,600
129	327,200	417,800
130	327,500	418,100
131	327,800	418,400
132	328,000	418,600
133	328,200	418,800
134	328,400	419,100
135	328,600	419,400
136	328,900	419,600
137	329,200	419,800
138	329,400	420,100
139	329,700	420,400
140	330,000	420,600
141	330,200	420,800
142	330,400	421,100
143	330,700	421,400
144	330,900	421,600
145	331,200	421,800
146	331,400	
147	331,700	
148	332,000	

	149	332,200				
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				
	153	333,200				
定年 前任 短時 間勤 務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 238,500	円 279,100	円 308,200	円 336,600	円 421,900

備考

1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第6条関係）

教 育 職 給 料 表 (2)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 給	1	2	特 2	3	4
		級	級	級	級	級
号	給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年		円	円	円	円	円
前任	1	199,900	220,700	298,200	323,900	413,600
任用	2	202,200	223,100	300,000	326,000	415,100
短時	3	204,500	225,500	301,800	328,100	416,600
間勤	4	206,700	227,900	303,600	330,200	418,000
務員	5	208,900	230,300	305,400	332,200	419,300
以外	6	211,200	232,700	307,200	334,300	420,700
の職	7	213,400	235,100	309,000	336,400	422,100
員	8	215,600	237,500	310,700	338,500	423,500



9	217,800	239,900	312,400	340,500	424,900
10	220,000	241,500	314,200	342,600	426,300
11	222,200	243,100	316,000	344,700	427,700
12	224,400	244,700	317,800	346,700	429,000
13	226,600	246,300	319,700	348,700	430,300
14	228,700	247,800	321,500	350,200	431,700
15	230,800	249,200	323,300	351,700	433,100
16	232,900	250,600	325,000	353,200	434,500
17	235,000	252,000	326,600	354,600	435,700
18	236,800	253,200	328,500	356,000	437,000
19	238,500	254,400	330,400	357,400	438,200
20	240,200	255,600	332,300	358,800	439,500
21	241,900	257,000	334,100	360,200	440,600
22	243,200	258,200	336,100	361,500	441,700
23	244,500	259,500	337,900	362,800	442,900
24	245,800	260,800	339,700	364,100	444,100
25	247,000	262,100	341,400	365,300	445,400
26	248,100	264,000	343,100	366,600	446,600
27	249,200	265,800	344,700	367,800	447,600
28	250,300	267,600	346,300	369,000	448,700
29	251,500	269,300	347,900	370,200	449,900
30	252,800	271,500	349,200	371,400	450,700
31	254,000	273,700	350,400	372,600	451,500
32	255,200	275,900	351,600	373,700	452,400
33	256,300	278,100	352,900	374,800	453,300
34	257,500	280,300	354,300	376,000	453,800
35	258,700	282,500	355,700	377,200	454,300

36	259,900	284,600	357,000	378,300	454,800
37	261,100	286,600	358,300	379,400	455,300
38	262,300	288,500	359,700	380,600	455,800
39	263,500	290,400	361,100	381,800	456,300
40	264,700	292,200	362,400	382,900	456,800
41	265,900	294,000	363,700	384,000	457,300
42	267,000	295,900	365,100	385,200	457,800
43	268,100	297,700	366,400	386,400	458,300
44	269,200	299,400	367,700	387,500	458,800
45	270,200	301,100	369,000	388,600	459,300
46	271,000	302,900	370,200	389,800	
47	271,800	304,600	371,400	391,000	
48	272,600	306,200	372,600	392,200	
49	273,300	307,800	373,800	393,400	
50	274,100	309,500	375,000	394,700	
51	274,800	311,300	376,200	395,900	
52	275,500	313,000	377,400	397,100	
53	276,300	314,300	378,500	398,300	
54	277,100	316,200	379,700	399,600	
55	277,900	318,000	380,900	400,600	
56	278,600	319,700	382,100	401,700	
57	279,300	321,400	383,200	402,900	
58	280,100	323,300	384,500	404,100	
59	280,900	325,000	385,800	405,300	
60	281,600	326,700	387,000	406,500	
61	282,200	328,400	387,900	407,600	
62	282,900	330,200	389,100	408,600	

63	283,600	332,000	390,100	409,900
64	284,200	333,700	391,200	411,100
65	284,900	335,400	392,000	412,300
66	285,600	336,700	393,100	413,400
67	286,300	338,000	394,100	414,500
68	287,000	339,300	395,100	415,600
69	287,700	340,800	396,200	416,600
70	288,500	342,300	397,200	417,800
71	289,200	343,800	398,300	419,000
72	289,900	345,300	399,400	420,200
73	290,400	346,700	400,400	420,800
74	291,100	348,200	401,500	421,600
75	291,800	349,700	402,600	422,300
76	292,400	351,200	403,600	422,800
77	293,000	352,600	404,500	423,100
78	293,700	354,100	405,400	423,400
79	294,300	355,600	406,400	423,800
80	294,900	357,100	407,400	424,200
81	295,500	358,500	408,200	424,500
82	296,100	359,800	409,000	424,900
83	296,700	361,100	409,700	425,200
84	297,300	362,300	410,500	425,500
85	297,800	363,500	411,200	425,800
86	298,300	364,700	411,800	426,200
87	298,800	365,900	412,500	426,500
88	299,300	367,000	413,200	426,800
89	299,700	368,100	413,800	427,100

90	300,300	369,200	414,500	427,400
91	300,800	370,300	415,000	427,700
92	301,300	371,400	415,600	427,900
93	301,600	372,500	416,000	428,100
94	302,100	373,700	416,400	428,400
95	302,600	374,800	416,700	428,700
96	303,000	375,900	417,000	428,900
97	303,400	376,900	417,200	429,100
98	303,900	377,900	417,500	
99	304,400	378,800	417,800	
100	304,800	379,700	418,000	
101	305,200	380,500	418,200	
102	305,600	381,500	418,500	
103	306,000	382,400	418,800	
104	306,300	383,300	419,000	
105	306,500	384,100	419,200	
106	306,800	385,000	419,500	
107	307,100	385,900	419,800	
108	307,300	386,800	420,000	
109	307,500	387,600	420,200	
110	307,700	388,600	420,500	
111	308,000	389,500	420,800	
112	308,300	390,400	421,000	
113	308,500	391,000	421,200	
114	308,700	391,900	421,500	
115	308,900	392,800	421,800	
116	309,200	393,700	422,000	

117	309,500	394,500	422,200
118	309,700	395,200	
119	310,000	396,000	
120	310,300	396,800	
121	310,500	397,400	
122	310,700	398,100	
123	310,900	398,800	
124	311,200	399,400	
125	311,500	400,000	
126		400,700	
127		401,200	
128		401,800	
129		402,400	
130		403,000	
131		403,500	
132		404,000	
133		404,300	
134		404,600	
135		404,900	
136		405,200	
137		405,500	
138		405,800	
139		406,100	
140		406,400	
141		406,700	
142		407,000	
143		407,300	
144		407,600	

	145		407,800			
	146		408,100			
	147		408,400			
	148		408,600			
	149		408,800			
	150		409,100			
	151		409,400			
	152		409,600			
	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 229,700	円 276,000	円 303,400	円 330,000	円 411,900

備考

1 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

**第2条** 栃木県公立学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(管理職員特別勤務手当)	(管理職員特別勤務手当)

**第11条の2** 第8条の2に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第8条の2に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める額

(2) 略

4 略

**第11条の2** 第8条の2に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第8条の2に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 略

4 略

別表第1及び別表第2を次のように改める。

**別表第1**（第6条関係）

教 育 職 給 料 表 (1)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 給 号	1	2	特 2	3	4
		級	級	級	級	級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定 年		円	円	円	円	円
前 再	1	199,900	246,300	319,700	376,800	451,900
任 用	2	202,200	247,800	321,500	378,300	453,700
短 時	3	204,500	249,200	323,300	379,700	455,500
間 勤	4	206,700	250,600	325,000	381,100	457,300

務員外職	職員の	5	208,900	252,000	326,600	382,500	458,900
		6	211,200	253,200	328,500	384,000	460,600
		7	213,400	254,400	330,400	385,500	462,500
		8	215,600	255,600	332,300	386,900	464,200
		9	217,800	257,000	334,100	388,200	465,900
		10	220,000	258,200	336,100	389,700	467,500
		11	222,200	259,500	337,900	391,200	469,000
		12	224,400	260,800	339,700	392,700	470,500
		13	226,600	262,100	341,400	394,100	472,000
		14	228,700	264,000	343,100	395,600	473,300
		15	230,800	265,800	344,700	397,100	474,600
		16	232,900	267,600	346,300	398,600	475,900
		17	235,000	269,300	347,900	400,000	477,100
		18	236,800	271,500	349,200	401,600	477,800
		19	238,500	273,700	350,400	403,200	478,500
		20	240,200	275,900	351,600	404,700	479,200
		21	241,900	278,100	352,900	405,900	479,800
		22	243,200	280,300	354,500	407,300	480,500
		23	244,500	282,500	356,100	408,700	481,200
		24	245,800	284,600	357,600	410,000	481,900
		25	247,000	286,600	359,100	411,600	482,500
		26	248,200	288,500	360,700	413,000	483,200
		27	249,400	290,400	362,300	414,300	483,900
		28	250,600	292,200	363,800	415,700	484,600
		29	251,700	294,000	365,300	417,100	485,200
		30	252,900	295,900	366,900	418,400	
		31	254,100	297,700	368,500	419,900	



32	255,300	299,400	370,000	421,400
33	256,400	301,100	371,500	423,000
34	257,700	302,900	373,100	424,400
35	259,000	304,600	374,700	426,000
36	260,300	306,200	376,200	427,500
37	261,700	307,800	377,700	429,200
38	263,100	309,500	379,200	430,700
39	264,400	311,300	380,700	432,300
40	265,700	313,000	382,100	433,900
41	267,000	314,300	383,500	435,400
42	268,000	316,200	385,000	436,900
43	269,000	318,000	386,400	438,100
44	269,900	319,700	387,800	439,300
45	270,600	321,400	389,300	440,500
46	271,400	323,300	390,900	441,800
47	272,200	325,000	392,500	443,000
48	273,000	326,700	393,900	444,200
49	273,800	328,400	395,100	445,300
50	274,600	330,200	396,500	446,500
51	275,300	332,000	397,900	447,700
52	276,100	333,700	399,200	448,900
53	276,900	335,400	400,400	450,100
54	277,700	336,700	401,600	451,300
55	278,500	338,000	402,900	452,500
56	279,300	339,300	404,200	453,700
57	280,000	340,800	405,500	454,800
58	280,600	342,400	406,800	455,400

59	281,400	343,900	408,200	455,900
60	282,300	345,500	409,400	456,400
61	283,100	347,000	410,600	456,900
62	283,700	348,600	412,000	457,500
63	284,500	350,200	413,400	458,000
64	285,200	351,700	414,700	458,500
65	286,200	353,200	415,900	459,000
66	287,000	354,800	417,100	
67	287,800	356,400	418,400	
68	288,500	357,900	419,800	
69	289,200	359,400	421,100	
70	290,000	361,000	422,300	
71	290,800	362,600	423,300	
72	291,500	364,100	424,500	
73	292,200	365,600	425,700	
74	292,900	367,200	426,800	
75	293,600	368,800	428,000	
76	294,200	370,300	429,000	
77	294,800	371,800	430,100	
78	295,500	373,200	431,100	
79	296,200	374,600	432,100	
80	296,800	375,900	433,100	
81	297,400	377,200	434,000	
82	298,100	378,600	434,800	
83	298,800	380,000	435,600	
84	299,500	381,300	436,400	
85	300,200	382,400	437,100	

86	301,000	383,800	437,500
87	301,700	385,100	437,900
88	302,400	386,400	438,300
89	303,100	387,600	438,700
90	304,000	388,900	439,000
91	304,800	390,000	439,300
92	305,600	391,200	439,500
93	306,100	392,400	439,800
94	306,900	393,500	440,100
95	307,700	394,700	440,400
96	308,500	395,900	440,600
97	309,200	397,300	440,800
98	310,000	398,300	441,100
99	310,800	399,300	441,400
100	311,500	400,300	441,600
101	312,300	401,200	441,800
102	313,200	402,200	442,100
103	314,100	403,300	442,400
104	314,900	404,400	442,600
105	315,500	405,100	442,800
106	316,300	406,000	
107	317,100	406,900	
108	317,900	407,800	
109	318,600	408,600	
110	319,000	409,400	
111	319,400	410,200	
112	319,900	411,000	

113	320,400	411,600
114	320,800	412,300
115	321,300	413,000
116	321,700	413,700
117	322,200	414,300
118	322,700	414,800
119	323,100	415,200
120	323,600	415,500
121	324,100	415,800
122	324,500	416,100
123	325,000	416,400
124	325,500	416,600
125	326,100	416,800
126	326,400	417,100
127	326,700	417,400
128	327,000	417,600
129	327,200	417,800
130	327,500	418,100
131	327,800	418,400
132	328,000	418,600
133	328,200	418,800
134	328,400	419,100
135	328,600	419,400
136	328,900	419,600
137	329,200	419,800
138	329,400	420,100
139	329,700	420,400
140	330,000	420,600

	141	330,200	420,800			
	142	330,400	421,100			
	143	330,700	421,400			
	144	330,900	421,600			
	145	331,200	421,800			
	146	331,400				
	147	331,700				
	148	332,000				
	149	332,200				
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				
	153	333,200				
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 238,500	円 279,100	円 308,200	円 336,600	円 421,900

備考

1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第6条関係）

教 育 職 給 料 表 (2)

職 員 の 区	職 務 の 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級

分	号	給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定 年			円	円	円	円	円
前 再	1		199,900	220,700	319,700	348,700	435,700
任 用	2		202,200	223,100	321,500	350,200	437,000
短 時	3		204,500	225,500	323,300	351,700	438,200
間 勤	4		206,700	227,900	325,000	353,200	439,500
務 職							
員 以	5		208,900	230,300	326,600	354,600	440,600
外 の	6		211,200	232,700	328,500	356,000	441,700
職 員	7		213,400	235,100	330,400	357,400	442,900
	8		215,600	237,500	332,300	358,800	444,100
	9		217,800	239,900	334,100	360,200	445,400
	10		220,000	241,500	336,100	361,500	446,600
	11		222,200	243,100	337,900	362,800	447,600
	12		224,400	244,700	339,700	364,100	448,700
	13		226,600	246,300	341,400	365,300	449,900
	14		228,700	247,800	343,100	366,600	450,700
	15		230,800	249,200	344,700	367,800	451,500
	16		232,900	250,600	346,300	369,000	452,400
	17		235,000	252,000	347,900	370,200	453,300
	18		236,800	253,200	349,200	371,400	453,800
	19		238,500	254,400	350,400	372,600	454,300
	20		240,200	255,600	351,600	373,700	454,800
	21		241,900	257,000	352,900	374,800	455,300
	22		243,200	258,200	354,300	376,000	455,800
	23		244,500	259,500	355,700	377,200	456,300
	24		245,800	260,800	357,000	378,300	456,800
	25		247,000	262,100	358,300	379,400	457,300

26	248,100	264,000	359,700	380,600	457,800
27	249,200	265,800	361,100	381,800	458,300
28	250,300	267,600	362,400	382,900	458,800
29	251,500	269,300	363,700	384,000	459,300
30	252,800	271,500	365,100	385,200	
31	254,000	273,700	366,400	386,400	
32	255,200	275,900	367,700	387,500	
33	256,300	278,100	369,000	388,600	
34	257,500	280,300	370,200	389,800	
35	258,700	282,500	371,400	391,000	
36	259,900	284,600	372,600	392,200	
37	261,100	286,600	373,800	393,400	
38	262,300	288,500	375,000	394,700	
39	263,500	290,400	376,200	395,900	
40	264,700	292,200	377,400	397,100	
41	265,900	294,000	378,500	398,300	
42	267,000	295,900	379,700	399,600	
43	268,100	297,700	380,900	400,600	
44	269,200	299,400	382,100	401,700	
45	270,200	301,100	383,200	402,900	
46	271,000	302,900	384,500	404,100	
47	271,800	304,600	385,800	405,300	
48	272,600	306,200	387,000	406,500	
49	273,300	307,800	387,900	407,600	
50	274,100	309,500	389,100	408,600	
51	274,800	311,300	390,100	409,900	
52	275,500	313,000	391,200	411,100	

53	276,300	314,300	392,000	412,300
54	277,100	316,200	393,100	413,400
55	277,900	318,000	394,100	414,500
56	278,600	319,700	395,100	415,600
57	279,300	321,400	396,200	416,600
58	280,100	323,300	397,200	417,800
59	280,900	325,000	398,300	419,000
60	281,600	326,700	399,400	420,200
61	282,200	328,400	400,400	420,800
62	282,900	330,200	401,500	421,600
63	283,600	332,000	402,600	422,300
64	284,200	333,700	403,600	422,800
65	284,900	335,400	404,500	423,100
66	285,600	336,700	405,400	423,400
67	286,300	338,000	406,400	423,800
68	287,000	339,300	407,400	424,200
69	287,700	340,800	408,200	424,500
70	288,500	342,300	409,000	424,900
71	289,200	343,800	409,700	425,200
72	289,900	345,300	410,500	425,500
73	290,400	346,700	411,200	425,800
74	291,100	348,200	411,800	426,200
75	291,800	349,700	412,500	426,500
76	292,400	351,200	413,200	426,800
77	293,000	352,600	413,800	427,100
78	293,700	354,100	414,500	427,400
79	294,300	355,600	415,000	427,700
80	294,900	357,100	415,600	427,900



81	295,500	358,500	416,000	428,100
82	296,100	359,800	416,400	428,400
83	296,700	361,100	416,700	428,700
84	297,300	362,300	417,000	428,900
85	297,800	363,500	417,200	429,100
86	298,300	364,700	417,500	
87	298,800	365,900	417,800	
88	299,300	367,000	418,000	
89	299,700	368,100	418,200	
90	300,300	369,200	418,500	
91	300,800	370,300	418,800	
92	301,300	371,400	419,000	
93	301,600	372,500	419,200	
94	302,100	373,700	419,500	
95	302,600	374,800	419,800	
96	303,000	375,900	420,000	
97	303,400	376,900	420,200	
98	303,900	377,900	420,500	
99	304,400	378,800	420,800	
100	304,800	379,700	421,000	
101	305,200	380,500	421,200	
102	305,600	381,500	421,500	
103	306,000	382,400	421,800	
104	306,300	383,300	422,000	
105	306,500	384,100	422,200	
106	306,800	385,000		
107	307,100	385,900		

108	307,300	386,800	
109	307,500	387,600	
110	307,700	388,600	
111	308,000	389,500	
112	308,300	390,400	
113	308,500	391,000	
114	308,700	391,900	
115	308,900	392,800	
116	309,200	393,700	
117	309,500	394,500	
118	309,700	395,200	
119	310,000	396,000	
120	310,300	396,800	
121	310,500	397,400	
122	310,700	398,100	
123	310,900	398,800	
124	311,200	399,400	
125	311,500	400,000	
126		400,700	
127		401,200	
128		401,800	
129		402,400	
130		403,000	
131		403,500	
132		404,000	
133		404,300	
134		404,600	

	135		404,900			
	136		405,200			
	137		405,500			
	138		405,800			
	139		406,100			
	140		406,400			
	141		406,700			
	142		407,000			
	143		407,300			
	144		407,600			
	145		407,800			
	146		408,100			
	147		408,400			
	148		408,600			
	149		408,800			
	150		409,100			
	151		409,400			
	152		409,600			
	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
定 年 前 再 任 用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

短 時 間 勤 務 員		円 229,700	円 276,000	円 303,400	円 330,000	円 411,900
----------------------------	--	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

備考

- この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日等)

**第1条** この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第3条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の栃木県公立学校職員給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

**第2条** 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の栃木県公立学校職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

**第3条** 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において栃木県公立学校職員給与条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

**第4条** 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び教育委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずるものをした職員の号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(教育委員会規則への委任)

**第5条** 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める。

**附則別表** 号給の切替表（附則第3条関係）

ア 教育職給料表(1)の適用を受ける職員

旧 号 給	新 号 給		
	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1

5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21

38	26	22	22
39	27	23	23
40	28	24	24
41	29	25	25
42	30	26	26
43	31	27	27
44	32	28	28
45	33	29	29
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	

71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70		
83	71		
84	72		
85	73		
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		

104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

イ 教育職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	特	2 級	3 級	4 級
1		1	1	1
2		1	1	1
3		1	1	1
4		1	1	1
5		1	1	1
6		1	1	1
7		1	1	1
8		1	1	1
9		1	1	1
10		1	1	1
11		1	1	1
12		1	1	1
13		1	1	1
14		2	2	1
15		3	3	1
16		4	4	1



17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23
40	28	28	24
41	29	29	25
42	30	30	26
43	31	31	27
44	32	32	28
45	33	33	29
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	

50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	

83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82	82	
95	83	83	
96	84	84	
97	85	85	
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		

116	104		
117	105		

追第14号議案

栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正について

栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例  
(栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年栃木県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p><b>第2条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第8条の3の規定による手当を含む。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当_____及び退職手当とする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 前項の扶養親族は、次_____に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(給与の種類)</p> <p><b>第2条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第8条の3の規定による手当を含む。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当</u>及び退職手当とする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 前項の扶養親族は、<u>次の各号</u>に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p> <p><u>(2)～(5) 略</u></p>

(住居手当)

**第6条の3** 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(1) 略

(2) 第7条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(管理者の権限を行う知事が指定する住宅を除く。)を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者の権限を行う知事が指定するもの

(管理職員特別勤務手当)

**第12条の2** 略

2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務したときに、当該職員に対して、当該勤務について支給する。

(定年前提任用短時間勤務職員等についての適用除外)

**第20条** 第5条、第6条

及び第16条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。

2 略

(特定任期付職員等についての適用除外)

**第21条** 第4条から第6条まで、第6条の3、第9条、第10条第2項及び第11条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

(住居手当)

**第6条の3** 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(1) 略

(2) 第7条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者\_\_\_\_\_が居住するための住宅(管理者の権限を行う知事が指定する住宅を除く。)を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者の権限を行う知事が指定するもの

(管理職員特別勤務手当)

**第12条の2** 略

2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間\_\_\_\_\_であって正規の勤務時間以外の時間に勤務したときに、当該職員に対して、当該勤務について支給する。

(特定任期付職員業績手当)

**第15条の2** 特定任期付職員業績手当は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給する。

(定年前提任用短時間勤務職員等についての適用除外)

**第20条** 第5条、第6条、第6条の3、第8条の2、第8条の3、第13条

及び第16条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。

2 略

(特定任期付職員等についての適用除外)

**第21条** 第4条から第6条まで、第6条の3、第9条、第10条第2項、第11条及び第15条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

